

財政の一〇〇に對しまして、地方財政の一〇七となつております。これはお配りいたしました印刷物の第一表にございませう。地方財政の方ははるかに大きかつたわけにございませう。ことに當時の國庫財政の内容を見ますと、四五%が軍事費でございまして、この軍事費關係を除いて比較いたしますと、一〇〇對二一〇、二倍くらいに地方財政の規模は當時なつておつたのであります。それが今日は九十七程度でございまして、御承知のように軍事費に相当します自衛隊の費用は一三%程度で、相当比率が下つてゐる点もございませうし、これらの点を考へてみました場合には、地方財政が特に非常な膨脹をしてゐるという事は言えないのであつて、ある見方によれば、むしろ昔に比べて縮小されてゐるのではないかと、このことが考へられるわけにございませう。この軍事費の關係は第二表にございませう。

それからまた試みに公務員というものの増加の割合を調べてみますと、國家公務員は昭和十一年當時と二十八年當時を比較いたしてみますと二〇六倍になつておりますが、地方公務員は一・六倍程度の増加しか示しておらないのでございませう。これは別表の第三にございませう。これは秋田財政審議會委員が自治大学で講義された材料からとつたものでございませうが、とにかく増加率を見まして、必ずしも國家財政の公務員との増減と比べまして多いと言えないのでございませう。これらの点からいたしまして、もちろん地方自治体には都道府県のほかに市町村がございませうが、四千数百の自治体がございませうので、一つ一つをとりま

すれば、いろいろ事情はございませうが、全般的に見まして、地方財政が非常に放蕩であるとか、極端な場合には道案むすことであるとかいうことは、私は當らないと思つてございませう。もちろん私も自身も大いに反省をいたしまして、できるだけ國家もまだ十分になつておきません人員整理でございませうとか、あるいは人件費、物件費等の極端な切り詰め等もいたしておりますし、また中央官庁がいろいろ指令を出しまして、それだけの人は置かないで、それよりはるかに少数な人で仕事をやつておるとか、いろいろわれわれもできるだけのことはいたしておるのでございませうが、こういう事情からいたしまして、端的にわれわれが非常に放蕩であるというやうな考へを、何とかさうでないお考へに御了承願ひたいと思ひます。

このやうな赤字がどうして起つてきたかというのをもう一つ簡単に私の意見を申し上げますと、第一点は、歳入財源がきつめて不確定であることと、時間の關係がございませうので、この印刷物を相當飛ばして申し上げますけれども、現在國税は昭和十八年度の國税の額を見ますと、大体は九千四百二十五億円でございまして、國の財政に對しまして大体九六%、全部これは税財源によつておるわけにございませうが、地方税は三千三百六十二億円であります。大体財政予算額總額に對します比率は二六%程度になつておるのでございませう。國税は税財源を九六%、地方団体は二六%程度しか税財源によることができないのでございまして、その他は起債でありま

すとか、交付税でありますとか、補助金でありますとか、こういう不安定なものによつておるといふことが非常に大きな問題であらうと思ひます。私どもは少くとも四〇%ないし五〇%は税財源であるべきものであるといふふうに、かように考へておりますが、今日ではこういう低い程度でございませうので、もう少し確定的な税財源、その他の確定的な財源にどうしても結びつけていたなければ、非常な困難が起るということになる次第でございませう。

第二点は、府県間の税のアンバランスでございまして、ここにちよつと表がございませうが、比較的富裕な六府県でもちまして、その総人口は二千百一十一万、全人口の二五%、四分の一でございませうが、この六府県でもつて、これは県でございませうが、県税總額の五二%、八百十八億徴収いたしておるのでございませう。残りの四十府県、人口でいまして四分の三、これが四八%しか都道府県税がとれておらない、というところでございまして、非常に府県間にアンバランスがございまして、弱小県は、ひどいところは税財源のパーセントが總財源の一〇%になつていない県が八府県ございませう。これらの県は税財源は一〇%以下でございまして、その他の不安定な財源によらなければならぬ、こういうことでございませうので、いかに苦しいかといふことはおわかりいただけると思つてございませう。これらの府県間の税財源の配分といふことにつきまして、それは國税との關係、町村税との關係もございませうが、もう少しバランスのとれた税の配分といふことを府県間にやつていただくやうな新しい政策を立ててい

ただかなければ、非常に不公平な地方行政が地域々々によつて行われるといふことになると思つてございませう。

第三点は、地方債の問題でございませうが、一般財源の強化という点からいたしまして、地方債の問題について申し上げたいと思ひます。本年度地方財政計画においても七百七十億円の地方債が歳入財源として計上されておるのでございませう。その昭和二十九年年度末の地方債の總額は大体四千五百億圓になつております。元利償還金が昭和三十年度におきまして、五百十億の元利償還金を昭和三十年度はいたさなければならぬが、これは昭和三十六年度になりますと一千億くらいの元利償還—今のままで増加いたしますと一千億程度の元利償還になるのではないかと、ということが推定されるわけにございまして、私どもははるかに財源がございませうから、やむを得ず起債に頼らなければならぬ状況でございませうが、こういう形を今後継続して参りますと、非常に元利償還について不当な、あるいは苦しい状況を今後ますます強

くするといふことでございませう。國庫予算と地方予算とを比べてみますと、現在國庫におきましては、國庫財政におきましては、全然國債というものを財源に入れておりませんで、先ほど申し上げましたやうに、主として税財源によつてまかなつておるわけにございませうが、昭和十年當時を見ますと、國庫財政においても約三〇%は國債財源によつておつたのでございませう。地方も大体二十五億から三十億くらいの起債をやつておつた。地方も國も同じやうに二五%ないし三〇%を起債によつておつたのでございませうけれども、

戦後におきましては、國は全然國債を起さずに、地方だけに起債をさしておる、こういう状況でございまして、その起債の重荷がわれわれに非常に現在のしかかつておるわけにございませう。これらの点も表にそれぞれ書いてございませうので、これらの三点等につきまして御考慮を願ひまして、何とか地方財政の危機をぜひお救ひ願ひたいと思つてございませう。それが私が申し上げたいと思ひます全般的な問題であるのでございませう。

そこで今回の改正につきまして、これは根本的な改正に觸れておりませんので、簡単に申し上げますれば、事業税の基礎控除につきましては、これは昨年の法律でございまして、本年から七万圓の基礎控除が十萬圓になるわけにございまして、これは中小企業のために私どもも賛成でございませう。それから不動産取得税の免税点の設定、これは住宅政策に基きまして新しい免税点の設定がございまして、私どもこの点は賛成でございませう。

それから大きな問題といたしましては、たばこ消費税の税率の引き上げでございまして、従来百十五分の十五でございましたものを、百分の十七に引き上げていただくわけにございませうが、これは非常にけつこうでございませうけれども、先ほど申し上げました地方財政の困難な状況をお察し下されまして、これはぜひ百分の三十に上げていただきまして、それを県と市町村との間に一五%、一五%という比率で配分を願ひたいというのが、たばこ消費税に對します私どもの要望でございませう。百分の十七とありますのを百分の

三十にお願ひしたいということでございます。

それから今回新しく起されました地方道路譲与税でございますが、これは昨年度以来引き続き道路五カ年計画の財源として、地方に昨年度は揮発油譲与税として与えられたものでございまして、これが道路譲与税に今回からかわるわけでございまして、同額が一応予想されておるわけでございまして。この点はぜひこれは衆議院では若干修正されようでございすけれども、ぜひ原案によりまして、通していただくようにお願い申し上げる次第でございます。はなはだ難儀でございますが、以上……。

○委員長(小笠原三男君) 次に、全国市長会代表、宇都宮市長佐藤和三郎君にお願いいたします。

○参考人(佐藤和三郎君) ただいま御紹介をいただきました宇都宮市長の佐藤和三郎でございます。本日は私どもの意見を聴取されることに對しまして、心から深く敬意を表する次第でございます。

一応考え方申上げますが、地方税法関係については、できますならば大体の大綱を規定していただき、他は地方の自主性に待つということに願うことが望ましいと思つたのでございす。これは地方の需要をまかなうに足るだけの税源を増加し、それに基いて負担公平の原則による税体系を明確化して、徴税事務の簡素合理化をはかるというところになるのでありますが、しかし最近非常にこまかく規定されておる、しかもまた国会のたびに細目その他が変更されるために、地方の徴税事務は非常に非効率化するというところに

なるのであります。ことに昨年度の改正は地方制度調査会の答申の趣旨に沿って立案されたと言われておりますけれども、遊興飲食税の国税移管が取りやめになったこと、たばこ消費税率を答申以下に定められたこと、不動産取得税を創設されたこと、の答申に反し、また一面においては答申を尊重すると称して、単に道府県民税の創設、固定資産税の一部委譲等のみを取り上げられたのであります。かようなことにおいていたずらに徴税費の増高を来たすということになり、ひいては地方財政の赤字に拍車をかけておる事實は看過し得ないところであります。

今回の改正案で拝見いたしますと、国税の減税に伴う調整及び税務手続の改善のみにとどめておりますことは非常に遺憾に存じますが、諸般の状況からいたしまして、機構改革が行われない現在においては万やむを得ないとしたしまして、当面のこの改正案に對して一、二意見を申し述べたいと存じております。

まずたばこ消費税関係でございますが、これは市町村たばこ消費税を引き上げていただきたいということでありす。御承知の通り三十一年度以降税率を府県百分の六、市町村百分の九と改正されたのでありますが、この増率でございますと、市町村はわずかに〇・三%の増額にとどまるわけであります。しかも国の予算修正に伴いまする地方交付税の三十一億円の不足額の補てんといたしましては、府県分のみを引き上げ、市町村分を今回掘え置くというところに修正されるということには、非常に私どもとしても承服できない点であるのでございす。もちろん

この理由といたしましては、地方交付税の不交付団体に対するロス率が、府県より市町村が高いという理由にもよるもののようにも思いますが、これは先ほど申し上げました地方制度調査会の答申通り、府県百分の十、市町村百分の二十までに引き上げて、基礎的団体たる市町村の税源の強化をはかつていくべきではないかと、こう考えるのであります。ただ不交付団体に対する税源のロス関係であります、これは府県、市町村間の事務の配分の操作によつて解決ができるというふうに考えております。

次に道府県民税であります、これは納付制度に改めるべきではないだろうか。現行の制度は非常に複雑で、かつ非効率であります。でありますので、これを一定割合を納付税として道府県に納付するということになりすれば、非常に徴税事務は簡素化されることになるのであります。しかしこの措置がどうしても困難であるという場合においては、府県側において直接これを徴収するように改めるべきではないだろうか。それがまたどうしても徴税費の増加等によつてこれも困難であるというならば、実際に徴税費がかつておるのでありますから、徴税交付金は、實際経費を支弁できるまでにこれを増額すべきであると、こういうふうに考えるのであります。

次に、大規模債権資産にかかるとる固定資産税であります、これは御承知の通り課税権の制限があるのであります、この適用を、現在の状況からいたしまして、当分延期すべきではないか。この延期措置が困難であるという場合においては、人口段階をさらに分類いたしまして、課税限度額は人口三万以上の都市は六億五千万、五万以上が九億、十万以上十二億、二十万以上十五億というふうに改正すべきであらうと思ひます。さらに市町村に保留すべき評価額、これは従来十分の二ということになっておりますものを十分の五に改むべきである。また同時に財政保障関係であります、これは基準財政需要額の百分の二十を百分の五十に引き上げるべきであらう、こんなふうに考えるのであります。

それから次に非課税範囲の縮小であります、これは地方税法改正ごとに住民税、固定資産税の非課税の規定が減つて参つております。これは財源の確保さらに課税の公平という意味からいたしまして、この税源を極力圧縮いたすべきではないかというふうに考えるのであります。

次に、市町村税源の拡充という関係であります、現行市町村税は御承知の通り直接税に重点を置いておるのであります、国税等から比較いたしますと、大体その辺のパーセントまで間接税の財源を市町村にも拡充をはかるべきではなからうかというふうに考へております。これがためには、たばこ消費税の増率を願わなければならぬということと、さらに酒譲与税及び砂糖消費譲与税を創設すべきであらうかと存じます。

さらにもう一つ、これは地方道路譲与税であります、非常に最近都市におきまするいわゆる市道の幹線と申します、これらの交通量というものは年々都府県道以上に増加しているところも相当多くあります。これは都市としましては当然であります、さうな面

におきまして、一般都市に對してもこれを交付していくべきではないかと、かように考えておるのであります。以上、地方税法に對する大綱を申し上げたのでありますが、さらに最後に一言お願い申し上げたいことは、今回御審議を願つております地方自治法の一部改正、あるいは地方財政再建促進特別措置法がございす、これはわれわれとしても意見はありますけれども、一応現在の状況からいたしまして、すみやかなる御審議を願ひ、地方再建にわれわれを御指導願ひ、この道の一端をすみやかに開いていただきたいということをお願い申し上げまして、簡単であります、私の所見を申し上げた次第であります。

○委員長(小笠原三男君) 次に、全国町村会代表、長野県西筑摩郡大桑村長小野壯蔵君に御発言を願ひます。

○参考人(小野壯蔵君) ただいま御紹介をいただいた小野でございます。今回の税の改正は地方税法の一部の改正でございます、基本的な問題に

触れておりませんが、今回の御提案につきましては、たばこ消費税の問題を抜きまして、その他の問題につきましては、方向として原案に賛成するものでございす。たばこ消費税の問題につきましては、ただいま市会側の代表の方から御説明がございましたと同じ意見を有するものであります。なお町村の財政といたしまして、基本的な一番大事な点に、全然今回の改正点として触れていないということに非常に残念に思つておるわけでございす、たとえて申し上げますと、基準財政需要額の問題等がこれは一番根

幹になる問題でございませうけれども、全然それらの問題に触れておりません。少くも、これらの問題を内容的にもう少し改正をして、実情に即していただくようにしては、町村財政はほかの面でどこに御修正を願ひまして、もしやせんやうにいかれない、どういった状況下にあることは御承知の通りでございますので、一刻も早くこういつた基本的な問題をお取り上げをいたしたいというお願いであります。

なおそれと同じような問題で、町村の一番根幹になっておりますところの村民税の問題にいたしまして、現在国税に準拠するような形に勢ひなっております。関係で、勤労所得者と事業所得者との課税上の不均衡の問題が非常に大きな問題になっておりまして、実際徴税に当るわれわれといたしましては非常に困るのであります。ところが、こういったような問題も全然触れられておらず、できるだけ早く一つお取り上げをいたしたいと思つて、御改正をお願いしたいと思つております。

それからなお一つ、これもお願いの事項になるわけでございますが、最近既設の税の改正でいろいろと改正法案が出ますが、その取り上げられま

すおまな理由が、みな税源の偏在という点が非常に強く取り上げられておるわけでありまして、特に山間町村におきましては、一般財源が非常に乏しいので、こういった特殊財源によって生きていくという姿が、これは必然的な姿だと思つておりますが、これを偏在なるがゆえにどんどん取り上げられるというところは、勢ひ山間部の一般財源に恵まれぬ町村におきましては、一般

都市その他の状況と非常にアンバランスを生むわけでありまして、特に従来とも財源が不足をいたして、おきまして、文化、生活一般、非常におくれておりますので、特に追つかねなければならぬ後進性を持つておるわけでございますが、それらの点がすべてこういつた偏在は正の名のもとに特殊な条件を無視されてしまふというところ、どうにもならぬ姿になりますので、これらの点をお取り上げになる場合に、十分そういった特殊事情というものを御勘案の上でお取り上げをいただくように、ぜひお願いしたいと思つておるでございます。

簡単にございしますが、これで終ります。

○委員長(小笠原三男君) 次に、事業税関係につきまして、まず中小企業税制対策協議会常任理事佐藤吉君に御発言願ひます。

○参考人(佐藤吉君) 私はただいま御紹介いただきました佐藤でございます。全国中小企業税制対策協議会を代表いたしまして、地方税改正法案のうち事業税について簡単に意見を申し上げます。

まず本論に入ります前に、商工業者の税負担について、一応触れてみたいと思ひます。すなわち新聞紙上あるいは国会の論議等におきまして、商工業者の所得は十分に把握できないので、税負担が軽く済んで、勤労者は重なる取られるが、商工業者はまだまだ負担に余裕がある、こういうことがしばしば言われるのでござい

ます。そこで試みに同税、地方税を通じて商工業者、勤労者、配当所得者、山林所得者の税負担を比較してみますと、

お手元に配付いたしました資料の通りであります。すなわち年所得五十万円、扶養家族四人の場合、事業所得者は国税、地方税を通じて合計十三万四千円あまりになります。ところが勤労者は、給与所得者は同じ状態にありまして七万八千円、山林所得者は三万二千円、配当所得者に至りましてはわずかに七

百円の税金で済むのであります。商工業者は給与所得者に比べて率に七割以上高い税金を納めておるのでござい

ます。業者は所得を占めておるという言われまが、百歩譲つて二割ないし三割の捕捉漏れがあつたといつたしましても、なおかつ業者の税負担は非常に過重であります。特に不労所得と目される山林所得者、あるいは配当所得者と比較するときは、その不均衡が全く眼

にあまるものと云ふ言わざるを得ないのでございします。特にここで御注意を願ひたいことは、このように不均衡が生ずる一番大きな原因は事業税なのであります。やや同じ条件にある農民と事業所得者の場合を比較しますと、商工業者にとつて事業税は実質的に二重課税であり、全く過重な負担になることがはつきりすると存じます。

事業税自体がうちに蔵しておる矛盾点については、一昨年来たびたび陳情申し上げ、また本委員会、あるいは公聴会等におきまして各方面より指摘されておりますので、詳しくここでは申し上げません。現行事業税は理論的にも矛盾撞着しており、この矛盾は部分的改正などではとていぬぐい去ることは絶対にできないのであります。また実際のにも前述の通り無利な税金で、納税者の不満、紛争は絶えず、このまま為政者が放置することは重大な

結果をも生じかねない存在でござい

ます。現行事業税を廃止して、新たな立場から地方税全体の改革をしていただく以外にないと私は確信しておるのでございします。

そこで今回の事業税に関する一部改正であります。今回の地方税改正は、過般の総選挙において政府が掲げた税制改革に関する公約の履行が大きい目的であると思つておるものであります。中小企業者、低額所得者を中心とする税制改革は、政府はもとろん、各政党とも公約の第一の重要政策でありまして、

「委員長退席、理事石村幸作君着席」

われわれ中小商工業者は大きな期待をもつてこの実行を望んでおつたのでございします。しかるに地方税の中で最も普遍的で、かつ比重が大きく、しかも細業者が一番関係の深い事業税の改正は、単に基礎控除を十二万円にする、ただし三年度は十万円にするというに過ぎないのであります。これは全く遺憾にたえないのでござい

ます。なぜならば、昨年六月の第十九国会ですでに法律は基礎控除十万円になつておるのであります。ただ付則のただし書きによつて実施が延期されておつたのでございします。その実施期日についても当参議院地方行政委員会の付帯決議によりまして、三年度から実施されることは約束されておるのであります。これは既定の事実でありまして、この上に立つてさらに減税公約がなされた以上、こんなことは公約は全く果されておらないと断ぜざるを得ないのでございします。来年から十二万円にしてやるといふ一片の絵にかいたもちでござかされたのでは、何としても私ど

もは納得できないのでございします。自由党の十五万円、社会党は二十万円を公約されております。われわれは去る五月共立講堂における減税公約実行促進全国業者大会におきまして、各政党の最小公約数として十五万円の要求を決定し、これならば国会の多数意見で必ず実施していただけるものと確信し、請願書を出したのであります。この要求が財政事情からどうしても実行がでないというのであれば、せめて民主党が天下に公約した十二万円を三年度から実施していただきたいのでございします。

次に、先に申し述べた通り、事業税は多くの矛盾を蔵しておりますが、その一つに、第一種から三種にわたる業種別による税率の区分があります。区分せられた意図は、特に公共の福祉に關係あるもの、あるいは特に自家努力を主とする業務等々、相当の理由があります。しかし一般物品販売業としましては、第一種に包含されている業種であつても大同小異であり、この区分は全く実情に沿わないものになつて

います。理髪屋さんが三種なら、クリーニング屋さんも同じにしないのはおかしい、特にクリーニング、浴場等の場合は、既得権を剝奪してまで一種に格下げする根拠は全くないのでないかと

思つておるものでございします。また、とうふ屋さんにしましては自家努力が多く、公共の福祉に重大な關係があるのでは

ないか、魚屋さんはどうする、八百屋さんも同じではないか等々、考えれば考へるほどこの区分は不合理であります。また同じよう屋さんにしましては、主人、家族の自家努力による零細な営業と、ボーラーその他相当の機械

もは納得できないのでございします。自

由党の十五万円、社会党は二十万円を公約されております。われわれは去る五月共立講堂における減税公約実行促進全国業者大会におきまして、各政党の最小公約数として十五万円の要求を決定し、これならば国会の多数意見で必ず実施していただけるものと確信し、請願書を出したのであります。この要求が財政事情からどうしても実行がでないというのであれば、せめて民主党が天下に公約した十二万円を三年度から実施していただきたいのでございします。

次に、先に申し述べた通り、事業税は多くの矛盾を蔵しておりますが、その一つに、第一種から三種にわたる業種別による税率の区分があります。区分せられた意図は、特に公共の福祉に關係あるもの、あるいは特に自家努力を主とする業務等々、相当の理由があります。しかし一般物品販売業としましては、第一種に包含されている業種であつても大同小異であり、この区分は全く実情に沿わないものになつて

います。理髪屋さんが三種なら、クリーニング屋さんも同じにしないのはおかしい、特にクリーニング、浴場等の場合は、既得権を剝奪してまで一種に格下げする根拠は全くないのでないかと

を使い、相当の使用人を使う営業等ではその性質が全く異なる状態にあるのであります。等々議論は果てしなく続くのであります。結局、最も普遍的でかつ公平な当面の措置は、標準的な最低生活費、すなわち自家労賃分を控除するか、すなわち基礎控除を大幅に引き上げること以外にないと思ふのであります。そして根本的には、道府県民税と関連せしめて、その年の国税の税額を基準とする課税方式に改めていくことがもっとも妥当ではないかと思ふるのであります。

以上は税法上の問題であります。ここで最も各位の御注意を喚起したいと思ふのは、過去における減税がすべて紙の上の減税であつて、実際には減税どころか増税の傾向になつてゐるということであり、特に、事業税、遊興飲食税、固定資産税等は、地方財政の逼迫を理由に実情に沿わない水増しの課税が行われ、その結果として徴収面において不均衡な、いや不必要な争が絶えず起つてゐる状態であり、これでは納税者はまだだまされたという気持ちを強くするばかりであつて、ひいては国会に対する不信ともなりかねないと思ふのであります。昨年六月の事業税改正に際しては、当委員会は親心をもちまして、低額所得者に対する個人事業税は過重であるから、地方団体は政府と連絡の上実情に即した減免処置等の取扱いをしるという付帯決議をしていただきましたが、その実行はほんの一部の府県、たとえば大阪、静岡、福岡等を除きましては、大部分が行なつておりません。それどころか、実行の意思を持つ地方団体を自治庁が牽制している筋すらあ

るのであります。また、実行された府県の取扱いもおのおの相当の相違があり、大體不徹底なまゝなものであります。これでは既述の感嘆は、保たれず、かつその意思に反していることになるのであります。当委員会は、その実情を御調査下され、適当な処置をとっていただきたいと存するのであります。

自治庁の下部に対する指導監督が果して国会の意向に沿つてゐるかどうかが、末端機関における課税徴収事務が実情に即し、法の精神に沿つて行われているかどうかは、納税者に最も関係の深い点であります。特に最近の地方税の課税徴収事務は、実情に即せざることはなほだしく、幾多の不祥事件を引き起して、納税者に大きな影響を与えておるのであります。かかる点について国会が常時調査監督等をしていただきたいと存するのであります。

以上まことに簡単ではございますが、中小商工業者の立場から、事業税問題について意見を申し上げた次第でございます。

○理事(石村幸作君) 次に、全国板金工業会副理事長戸田常蔵君にお願いいたします。

○参考人(戸田常蔵君) ただいま御紹介にあずかりました全板代表の戸田でございます。このたびはわれわれ全国板金業者の税の適正につきまして、そのお聞き取りを願う会に出席させていただきましたことを厚くお礼を申し上げます。次第であります。

私は板金と申ししても、そこに書いてありますように、建築に付随するところのブリキ屋であります。われわれ施主の求めに応じて材料の多少の立てかえとともに、一年を通じて労務

を主体としております。この点につきまして、世の中におおよそ、何業と申しましても、労務を提供しない業はおそらくないと思ひますが、われわれ板金業者は、御承知のように夏冬通して足場の土、あるいははしの上で仕事をいたし、暑い寒い所で、ややもすれば命を捨てる業態であります。代理をもつてできない業種でありまして、幼少のころから習ひ覚えた技術をもつてやる業者であります。こういうことで施主のところへ求めに応じて仕事に参りましたも、源泉徴収ができておりません。そのために所得についてはやむを得ないと考えておるのであります。その金額に基いてまるまる地方税がかかるといふことが納得できないのであります。こういうことで、数年前から自治庁の方へ絶えず懇願をいたし、また国会等におきましてもお願いをいたしました結果、この参考書の裏に第一の別紙がであります。この別紙は、昨

年国税庁と自治庁からお話し合いの上で法文が流されたものであります。まことに内容においては納得できるような文字になつております。ところがこの自治庁から出された法文の一番終りの方におきまして、「国の税務官署の取扱いに準ずる」との一句で果税課の方では、国税局の方であつた方の労務所得と事業所得を分離してもらいなさい、というものが法文の変わった建前から取扱つてもらえない状態になつたのであります。

それから次に第二の参考であります。第二の別紙の方に書いておりますが、東京国税局の方へ出しました一年間を通じて大工、左官トビの所得階級

十六万四千円、これが一年間一〇〇%として三百日、これが給与所得十六万四千円で事業税がかからない。次に十八万円から下つて三十七万円までここにパーセンテージを示してあります。そうして一番上の方の十六万円から下の方で十八万であれば九〇%、これが三百日の二百七十日、これが給与所得が十六万二千円、事業所得に類するものが三十日であつて一万八千円である、こういうことがわれわれの一番納得のできるもの、こういうことを見ましたので、さうすぐに東京国税局だけがどういふやり方ではなくて、全国的にどういふふうによつてももらいたいといふことで、また諸願をいたしました。

ところが今度は第三の別紙で書いてありますように、いろいろと今年の春の二十九年度の所得更正決定をする前に文書が出されたのが、これが国税庁から前の東京の所得決定額でなく、今度は十五万から二十万までの収入金額とばかりしてこの法文が流れたのであります。ところが三十万円の収入金額といふことは、われわれしるうとから考へて収入といふことは、これは材料費を引いた残りの利益金が収入であるといふふうになつておりました。ところがさうでなくして、これは売り上げ金額である、こうなりますといふと、三十万以下と申しますれば、御承知のように現在労働をしておられる方でも、やはり月に二万とか二万五千円くらいの収入があります。そういうものは職人でありましてすでに源泉所得をかけておるのであります。われわれはいやしくも多少なりとも業者でありまして、施主の求めに応じて、材料の

半枚とか一枚は自分が買に行かれないから、君の方で立てかえておいてくれ、こういうものを取り扱つて一年間を通じますと三十万円以上になるのではありません。ところが税務署の方では、三十万円以上である限りにおいてはあなた方は事業である、こういうふうなことで取り扱つてもらえないのであります。こういう点につきまして、先生方の賢明な御意見を一つお願いをいたしまして、われわれがいかにこの税の問題について苦しんでおるかといふことは、御承知のようにわれわれ職人は、学問をした者が日本の国では職人になる人はありません。およそ無学な者ばかりが職人になつております。

【理事石村幸作君退席、委員長着席】

その関係上、特に帳面をつけるとか何とかといふことはしてありません。それがために税務署の求めに應ずる資料がありません。そういうことから頭押えに税金をとられておるといふことは非常に残念であります。これは人のことではあります。お医者さんが非常に昔から九層倍といつて非常に高い、そういう人からもらわなければならぬのに、もらつていない、われわれのような労務を主体にする日雇労働者の健康保険を適用され、また傷害の労災保険を適用されておるところの業者に対して、税の社会保障が認められておらないといふことが非常に自分も残念でありますので、先生方のおいそがしいところを御迷惑をかけておる次第でありますので、何分どうぞよろしく御検討をお願いしたいと思います。

○委員長(小笠原三男君) 次に、全国クリーニング協同組合連合会会長赤

羽長一郎君にお願いいたします。

○参考人(赤羽長一郎君) ただいま御紹介にあずかりました赤羽でございます。きょうは地方税の問題で呼び出していただきまして、われわれの困る一端をお話しする機会を与えていただきまして、お礼を申し上げます。

先ほどから知事さん及び市長さん、村長さん等の地方の財源の困るお話しを聞いて、軽減の問題を持ち出すことはまことに恐縮でありますけれども、持ち出さざるを得ないというような、われわれ業者の段階に立ち至ったのであります。ここに請願書を出して、皆さんのお手元にもすでに参つておると思ひますが、中小企業の困難の問題につきましましては、先ほど税制対策協議会の佐藤さんから詳細にお話しがありましたから、時間の関係上重複いたしますから、私は自分の業に対しての二、三点を申し上げまして、ぜひとも先生方の御同情ある一つ御理解のもとに、われわれの諸願を十二分にくだいていただいて、よろしく御審議の上お取り計らい願ひたいと思ひのであります。

所得税の基礎の問題でありますけれども、所得税は御承知の通り扶養家族の基礎控除があります。事業税に際しては、ほとんどのままではかけられる、こういうような問題で私もクリーニングのような零細業者は実にこの課税の重大なる負担に困つておるのであります。次にクリーニング業のほとんどが今申し上げたように零細業者、ほとんど家族が一致して働くような零細な業者であります関係で、青色申告はなるほどしなければならぬのでありますけれども、また青色申告

は非常に控除その他があつて大へんにいいのであります。今板金の方が申されたように、われわれ業者も零細業者だけに、青色申告に出す書類その他についてなかなか困難をきわめております。特に営業が八時間制というやうなきびしい基準局の監督のもとにやつておりますけれども、とうていその八時間くらいではやれない、であります。それから先生方ごらんの通り、市中を見ましてもほとんどクリーニング業はしかられるのをがまんして、しかられることはもう食うためには仕方がないというやうな気持ちで十時間、あるいは十二時間というやうな作業でも家族はやつており、ようようにその日をしのいでおるやうなことであります。これに對しまして、専従者に対する報酬が認められておらないのであります。まことにこれは書類の關係上残念ではありますけれども、しかしながら今申し上げた通り青色申告をするにもなかなかそれだけのことができないといふやうな零細業者が、この専従者に対する報酬を認められないと、こういうやうなことが一つであります。

その次に、もうこれはかねて先生方も御承知の通り、われわれ業者は公衆衛生の上からも大衆の公衆衛生に寄与すると、こういう面からいろいろの角度において、十六国会におきまして参衆両議院の慎重な審議におきまして、第一種より第二種に下げられたのであります。ところが、十五国会におきまして全面的に中小企業が困難だと、こういう面から御同情ある判定におきまして一般が百分の八になつたのであります。われわれは第一種から第二種に十六国会においてせつかく下げられ

て、これならば業者も何とかやつてゆけるというやうな気持ちで非常に喜んで一生懸命やつたのであります。ただ一年足らずにしてまた第一種に繰り入れられてしまつた、こういうやうなことはこれは私どもとしてはどうしても黙視することができない。どうか一つこの点特にお願いすることは、全面的に中小企業に対する事業税といふものは撤廃していただきたいことを私は要望するものでありますけれども、これはなかなか地方財源、政府の財源等のことにつきまして、なかなか即刻というわけにはいきませんけれども、まづもつて前に國家がきめていたのだいた、第一種を第二種に引き下げていただいたこの税率を私どもは願ひたくは今の八より〇・四にしたい。だいた、これがどうしてもできないければ、理髪業と同じように〇・六にまではぜひともやつていただきたいというのが今度お願いしたいことは、固定資産税の問題であります。この固定資産税につきましては、御承知のごとくわれわれは零細業者でありますから、これに對して償却課税をされたいといふことはなかなか困難であります。

でありますから、近代的ないろいろな機械を工面して入れたいと思ひますけれども、これに對して課税されるといふやうな点があるので、仕方がなしに非能率的な機械を使つて、でも曲なりけれども、今年のごとく現内閣が新生活運動によつて化学繊維といふものを非常に多く増産するやうになりまして、なおさらわれわれは旧來のやうな機械ではとうていこれをやっていくことはできない、こういう面におきまして、どうしても少しでも近代的な機械に買いかへたいと思ひのであります。が、今申し上げた通りすぐに税金といふことでやられるので、またそれを買うといふやうな資金力もない。こういう面で実に困つておるのであります。どうか一つ先生方、皆様のいろいろのお骨折は十分にお察し申しておりますが、せつかく私どもは國家の法規によつて第一種から第二種に下げたものが、知らず知らずの間にまた第一種に返つてしまいました。これに對して十二分の御同情と御理解をお願いいたします。

これは別の問題でありますけれどもわれわれクリーニング業者は現在揮発油の課税問題で衆議院の方でも問題化しております。これらの例をちょっと見ましても、明らかに揮発油の課税問題のごときは、道路がいたむから道路の修繕のために課税するのだ、こういうわけではあります。私もクリーニング業に使うクリーニング用のいわゆる工業用の揮発油に對しては、洋服を洗つたところでおそらく道路のいたむといふことはこれは絶対ないのであります。でありますけれども、やはりわれわれの力が弱い。いわゆる力が弱いためにこういう問題も無理押しに、最近の様子を見ますと、二千円の増額になる、こういうやうなことで私どもは実に零細業者でまことに力が弱いので、政治といふやうなものにはうといのでありますけれども、今の揮発油の問題にいたしまして、また先ほど一種から二種に、また二種から一種に引き返されたといふやうな問題につきましても、十二分に一つ御検討を願つて、御同情ある御審議の上御決定をお願いいたします。

○委員長(小笠原三男君) 以上をもちまして、午前お願いいたしました参考人の御意見の発表は終つたわけでありますが、この際ちよつと時間もありまうので、今までお話しいただいた方で、精足的な御意見の発表を御希望の方はお許しいたしますが、いかがですか。

○参考人(戸田常蔵君) 最後にちよつと申し述べざるを忘れましたので。諸願の趣旨にも書いてありますように、私たちの業者に對しまして、地方税の撤廃、もしくは四種に取り入れていただくことをお願いする次第であります。

○委員長(小笠原三男君) それではこれより参考人各位に對する質疑に入ります。念のため申し上げておきますが、政府側からは奥野自治庁事務部長、また大蔵省関係では国税庁所得課長、龜徳君が出席しております。後で大蔵省主税局税制第二課長の塩崎君も見えられます。従つて地方税関係——今の御意見にありましたので、関連して御質問あればその方もお願いいたします。御発言のおありの方は御発言願ひます。

○高橋進太郎君 最初に発言された中小企業税制対策協議会の委員長に伺ひたい。事業税が二重課税的な色彩を持つて、いろいろ不合理な点があり、それと同時に中小企業にはかの企業と比較してきわめて苛酷になつておる点もわかるのですが、どうも私は根本的に、一体今の特にこの事業税のやうな事業の収益に對して課税するところ、これが政府の方で願ひない。實際

を願いたい。こういふように考えます。

○若木勝蔵君 私立野稅務部長にお尋ねいたします。今クリーニング業の方からのお話です、結局この償却資産額というふうな場合に、耐用年数から考へて、そうしてまあ十年の耐用年数があるとするば、前年より十分の一のうように損金に落しているというのがほとんどだと思ふ。ところが今のお話しでは全然そういう点が顧みられていない。買ったときの値段というふうなものにおいて評価されて税がかかる。それは一体自治庁としてどういふふうに考へておられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 償却資産に對する固定資産税でありますと、今若木さんのおっしゃいましたように、毎年減価償却額を差引いた残りの額がやはり評価額になっているのであります。お話しのように、当初の購入額がそのままずっと連続して評価額にされているということとは違法な取扱いだと思ひます。全体的にはそういうことではないのじゃないかと思ひますが、もしそういう事例がありましたら、当然早正すべきものだと思ひております。

○若木勝蔵君 今のお話しでは、業者の方のお話しとあなたのお話しは食い違ひがある。實際においてはそういうふうに見ておられない、こういう業者の方のお話しであるが、もしそういうことがあつたとすれば、あなたのおっしゃることは十分是正してしかるべきだと、そういうふうに考えます。

それからもう一点……。

○委員長(小笠原二三男君) ちょっと私も関連してお尋ねしますが、この間

名古屋に行つて業界の方に会つた際に、町工場で旋盤の機械を一万五千元で買った、ところがこれが七万円に評価されて償却資産税を払つておる、全く困つたものだといふ話でしたが、これは違法ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 具体的な問題、どうもお話の通りでございます。本ことに不当な評価をしておると思つて、争ひの對象になるわけでありまして、是正しなければならぬと思ひますが。

○若木謙蔵君 今一点伺いたいのですが、これは税務部長さんに。先ほどのやはり業者の方からのお話ですと、クリーニング業は、第二種に落としたものがさらに第一種に戻つたと、こういうようなことを伺つたのですが、これはどういふ事情にあるのかですね。

○政府委員(奥野誠亮君) クリーニング業も他の事業とは別段特殊な取扱ひをしていなかったわけですが、数年前であります。クリーニング業を他の法務自由業と同じような取扱ひをするようになったわけでありまして、しかしながら、特に他の事業から抜き離して法務自由業に入れるのめいがかがなものと、こういうふうな考へたわけでありまして、そういうようなことから昨年でありましたか、税率を全体的に引き下げることに、そういうふうな事業ごとの特殊な取扱ひはやめたい、というところで第一種事業にしたわけでありまして、税率は引き上げないわけでありまして、他、他の税率が引き下げられたことから考へますと、クリーニング業界としてはまあ不満だと思つております。しかしながら事業の中で特権階級というところ

おかしいのですけれども、あまり特別な取扱ひを個々にして参りますことは、事業相互間におきましていろいろな均衡問題を起して参りますし、またある事業が第一種から第二種事業に移され、あるいは移されない、そういうようなことが何か業界の幹部の力が足りないといふような非難を受けたりしていろいろの問題がございまして、ななるべくなら事業全体を同じように扱つていきまして、そこに中小企業の負担が過酷であるといふようなことが起つて参りますならば、基礎控除額を引き上げるとか、あるいは税率を引き下げるとか、そういう問題で解決していきたい、という考へ方です。今日まで来たつておるわけでありまして、

○安井謙君 今のお話でありまして、一般の税率が下つたからして、そういう面から大して影響がないので、これを第一種から落した、こういうふうなお話であつたわけですが、しかし、これは第一種からほかの方の種類の方面にクリーニング業を転換させるということとは税率云々の問題ではなくして、そのものの事業内容について私は理由があるのだ、そういうふうな外したものだ、それを税率のみで持つて大した影響がないから、もとの方に戻すといふことはちよつと受け取れないような感じがするのですが、その点について。

○政府委員(奥野誠亮君) クリーニング業は長くずっと管業として扱われて参つておつたわけでありまして、昭和二十三年でありますか、法務自由業関係についても事業税の課税をするようになったわけでありまして、それを当初特別所得税と言つておつたわけ

でございます。それをいつでありましたか、それから数年いたしまして、事業税の系統から特別所得税の系統に移したわけでありまして、しかし、どちらかといひますと、法務自由業と従来の特別所得税系統とは少し違ふのじやないか、こういうような考へ方を持つたわけでありまして、そういうような意味で昨年いろいろ整理いたしました際に、今申しますように第一種事業税として規定して国会の御議決を得たような次第でございます。

○安井謙君 この特別所得税に移したという理由は、業界の性格から言つて正しいことじやない、当時の税率の適用から見れば移した方が妥当であらうといふ趣旨であつたろうと思つて、このところが、第一種に今度は理論的に移したといふと、そうすると第一種のやつは特例は設けたくないと言ふのが、たとへば今第三種には特例があるわけですね、もとの特別所得税というのですか、たとへばあんまり、きつうは、今の第三種の税率には特例を設けた事実があるわけですね。そうすると第一種でも相当な無理をして、そこまで落さなければいかぬと云ふ実情にある業種を第一種に戻したからには、そういう特例を設けるといふことも必ずしも不当ではないと思ふのだ、その点はどうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 課税標準が主体でありますので、ある種の所得だから特に税率を引き下げるというようなことはあまり適当ではないのではないか、こういうような感じを持つておるわけでありまして、もとよりクリーニング業の性格から考へまして、その所得計算におきまして、いろいろ特

殊な準備金等の問題を考へていくといふことは一つの考へ方だと思つて、ありまして、収入金額から諸経費を差し引きました残りの所得を課税標準としていきます場合に、ある業態だけ特に税率を下げるということ、は、よほど特殊な問題があるまいか、限りはなるべく避けたい。しかし全体的に弱い事業だから特別な考慮を払わなければならぬ、という問題になつて参りますならば、できる限り基礎控除を引き上げることによつて全体的に及ぼしていきたい、という考へ方を持つておるわけでありまして。

○安井謙君 いまの第三種には特例を設けてあるわけだね。第三種といふか特別所得税、従来のやつには事実上の特例を設けておる例が現にあるわけでしょう。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のように第三種事業の中であつて、きつうにきつうにきつうにきつうに使つております。実はこの種のもののきつうとして事業税を課することはいいかどうかといふような問題があるわけでありまして、従来と同一ように軽減税率をそのまま沿革的にも残して参つてきておるのであります。もちろん不可能な問題じゃございませんで、私は今適当であるかどうか、こういうような意味で申し上げておるわけでありまして、特例といふものはなるべく避けていきませんと、いろいろ混乱が起るのではないか、こういう心配を持つておるわけでありまして。

税——無理をして組みかえたといふようなものを、全体の税率が下つたからといって、もとのまま返すといふことは、その当時組みかえたいきさつから考へるならば、これはちよつと実情に即せんことは事実だ、その点認めませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほど安井さんのおっしゃいましたように、個人事業税の負担はいささか過酷に過ぎたと思つております。基礎控除の制度もございまして、税率もまた一二%であつたわけでありまして。

○安井謙君 それはしかし全体だよ。○政府委員(奥野誠亮君) それが大めに特に強く考へられるものにつきまして、多少無理がございまして、特別所得税に移したような方策がとられたわけでありまして。しかし漸次そういう問題が合理化されて参りましたので、できるなら事業の性質にかんがみまして、第一種、第二種、第三種のできる限りその間に特例は設けないといふようなこと、できたいものだ、こういうふうな考へ方を持つておるわけでありまして。

○参考人(赤羽長一郎君) 今先生方と大蔵省当局のお話でもクリーニングの問題が議題になつたのであります。全くクリーニング業といふものは、もと洗たく業といった時分と今日とは社会的に利用觀念が違つてきておりまして、今まではほとんど取るに足らぬといふような業態でありましたけれども、今日ではそういうわけではないのであります。その関係上十六国会でもって認められたわけでありまして、御承知の通り二十五年の衆議院、参議院におきまして、どうしても被服衛生

上またこの原毛、羊毛の輸入を少ししても減じなければならぬという広い観点から業法というものを作られまして、われわれは健康診断あるいは保健所の監視員の再々見回りによりまして、洗い場、仕上げ場すべての点について監督下に置かれるのでありまして、その他この法令のためにむしろ義務は多く負わされておりますけれども、擁護されておられるような点は別に許可制もありまして、何でもないのであります。ただ社会の公共の福祉に沿うという意味においてわれわれがまんしてこれをやっておるわけでありまして、一般の商品販売と同じような観点でもって、一般が八になったのにクリーニングは第二種になっておるけれども、めんどろくさいからというようにな気持でわれわれを見ていただくということはまことに遺憾であります。どうかこういう点を十二分に先生方一つ御推量下さいまして、十分の御審議を願って、われわれの希望を達成するよう特別にお願いいたします。

○委員長(小笠原三三男君) 奥野さんにも尋ねますが、今のような考え方でいいますと、現行の第二種事業というのは自家勢力を用いて行いもの以外のものをいいます、こういうことでから、第一種の場合にクリーニングが入っておるとしまして、この中にある自家勢力という問題ですね、この方面については何らかの特例をもって事業税の対策から落してゆく、こういう考え方はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) もちろんいろいろなことを政策的に取り上げることとは可能だと思っております。ただ事業税について申し上げますと、今御

指摘になりました第二種事業、あるいはまた先ほど来問題になっております第三種事業、いずれも昭和二十三年に新たに課税の対象に取り入れられた事業であります。そういう沿革からいいますと、若干税率が引き下げられておる、こういうことが言えるのじゃないかと思う。またしかし一種、二種、三種の間に事業の性格にも多少差はございますし、第一種事業の方はどちらかといいますと、資産性のある事業が大部分だと思えます。しかしその中にもたとえば物品販売業であります。上から下まで非常な開きだと思っております。従いまして先ほど来たたびたび申し上げますように、そこに特別な取扱いをいたしますと、いろいろ弊害が起つてきますので、できるだけそういう問題でなしに、基礎控除の引き上げによって問題を解決してゆきたい、こういう考え方をとっておるわけでありまして、御指摘になりました第二種事業につきましては、こういうものについては営利性のない事業じゃないだろうか、現に先ほど来そういう意味から新たに課税することにつきましては多少問題があったわけでありまして、さらには自家勢力を主体にしておられるものにつきましては、特別な規定をその際に設けたわけでありまして、こういうような沿革的な問題が中心になっておるわけでありまして。

○森下政一君 奥野さん、さっき板金業者の代表から、大工、左官、トビなどの受ける報酬が事業所得を課せられ、単に給与所得だけじゃないということについての陳情があったわけなんです。私も今手もとにもらっております。国税庁長官から出ておる通牒で

あるとか、あるいは自治庁次長の各都道府県知事あたりに出された通牒、それらによると、問題はもうすでに方針が明示されて解決しておらなければならぬもののように思えるのです。大工、左官、トビなどそれらの受ける報酬が事業所得であるか、あるいは給与所得であるかという判定については、たとえ店舗を有し、あるいは使用人を持っている場合であっても、その対価の請求の態様から見れば給与所得であることが明らかになるものについては給与所得として課税するというふうなことが国税庁長官から指示されておる。それを受けて自治庁の次長からも通牒が各都道府県知事に出されておる。いずれも昭和二十九年五月のことである。しかも先刻参考人の公述によりまして、東京国税局がやっておる所得の多寡によつて何段階かに階層を分けて、そうしてもし所得が三十七万円にも達するものであるならば、それはもう全額事業所得を課せられていい。もし十六万四千円までであればこれは全額給与所得として認めてほしい。十八万というその次の段階では一万八千円は事業所得として認められても仕方がない。もし東京国税局の扱いと同じ扱いを全国的にとられるということであれば、これで満足なんだという供述であったと私は聞くのですが、すでにこういうふうな通牒が出ており、大体解決の方針が明示されておる、しかも東京国税局が実施している。これを全国的に実施されるならばそれでいいということなんだが、できそうなことに思うのですが、なおそれができないというのの一体どういうわけなんです。解決をしてもいいことのように思うのですがね。

○政府委員(奥野誠亮君) 大工、左官でありますとか、今の板金工等に対しては、課税につきましては、いろいろ昔から問題があったわけでありまして、できる限り給与所得と認められるものについては事業税は課さないようにしていきたい、こういう考え方のもとにいろいろ抽象的な指導をして参ったのであります。しかしながら、具体的に適用することになって参りますと、判断する人によっていろいろ差がございまして、そこにはさかきがい絶えなかつたわけでありまして、今年になりましてから、二月に国税庁の方でもごまかい段階によりまして認定基準を設けたわけでありまして、事業税を課する場合におきまして、これにそのまのつかることになったわけでありまして。ところが昨年の所得についての問題が二月に出ておりましたために、おそらくことしはそう問題はないのじゃないかと思ひますけれども、昨年の事業税につきましては、おとしの所得が課税対象になっておりましたために、まだあるいは解決をみなかつた地方が相当あるのじゃないかというふうに思っております。事業税の課税はまだ始まつていないと思つておりますが、こういうごまかい具体的な方針を示したことになるので、取扱ひ方もこれに統一されて参りますし、漸次いさかいというものはなくなつてくるのじゃないだろうかというふうに思つております。今後ともそういう方向に向つて努力して参りたいと思ひます。これらの方針につきましては、国税庁の所得税課長も見えておられますから、必要によつてはお尋ねいただいたらいいかじやないかと思ひます。

○森下政一君 今から一カ月くらい前になるかと思ひますが、本院の大蔵委員会で請願の採択について協議をいたしましたときに、当時私は大蔵委員をつとめておりましたが、同様の板金業者からの請願があったと記憶しているわけですが、それは大蔵委員会では採択することになったと記憶しておりますが、そのときに御出席になつた国税庁関係の事務当局の方が、大体私が今申しましたような東京国税局のやつていろいろ問題はないかと考えているというふうな答弁があったかと思つておりますが、国税庁関係の方、どなたかおいでしていただきたいと思ひます。

○説明員(奥野正之君) 大工、左官の課税につきまして、ちよつと今多少の誤解もございまして、さうから、その点明らかにしたいと思ひます。実は大工、左官、トビに關します所得税につきましては、国税庁としましてはあくまでも実質に即応して課税していきたくて、それで請負契約によるものはやはり事業所得になります。それから雇用契約に基づくものは給与所得として課税していき。その実態に即して課税していくのだという方針を従来からずっと続けておつたのでございまして。ところがなかなか細かい、収入の非常に少額な方ににつきましては、そのものが請負契約によるものかあるいは雇用契約によるものか必ずしも明確でない事例もままあるわけでございます。そこで東京局あたりが一つの機械的な基準を突は先ほどちよつとおつしたわけなんです。それは事例でございまして。ところがこれは東

京局が独自にやりました措置で、ほかの局においてはまた別な、何というか、国税庁の趣旨に沿ひまして、あくまでもやはり実質によつてやるのだということ、むしろほとんどが事業所得として課税されているというふうな状況を見まして、各局の間の取り扱いが必ずしも統一しておらないというふうな事態が若干出たわけです。国税庁としても、こういうふうな取扱い方が各局に非常にまちまちであるということとは、まずいじゃないかということ、非常にいろいろの御要望もございまして、ことしの二月収入金額三十万円以下の非常に収入の少ない方については一定の目安をつけてまして、お手元でありますような扱いをいたしまして、大体全国これである程度統一して処理していきたいという扱ひにしたわけです。しかしこういう扱ひは、一応不明なもののについてこういう扱ひをするので、原則としてはあくまでもやはり実質が請負契約に基くものでございまして、それを事業所得として見るし、雇用契約に基くものであるならば、それは給与所得として見る、こういうふうな基本的な考え方には変りはないのであります。

○森下政一君 そのところですが、たとえば一人親方というふうなだれも使っていない、先刻参考人からもそういうお話があつたが、小僧時代から修練を経て特殊な技術を持つておつて大工なら大工をやるとか、ブリキ屋ならブリキ屋ができるという者が、たとえば実際問題としてAならAという人にこういう橋をかけてくれとか、あるいはこここのところをこういうふうに改造してもらえぬかということ、ブリキ屋

なり大工が頼まれる、幾らでやってくれるか、大体見積りして幾ら幾らでやりましょう、こういう実際の仕事をやるが、自分が働いて、多年の修練で得た技術によつて仕事をやって、そうして勘定して金をもらった、おそろく仕事をした本人は給与を受けたと思つていては違ひない。これで事業所得を得たとは考えないだらうと思ふ、実際問題として、そのときに幾らでやってくれ、幾ら幾らでやりましょうと仕事にかかったと思ふから、雇用契約でなく、請負契約になるのだと国税庁は認定するのである。

○説明員(龜徳正之君) これは簡単に申しますと、たとえば材料も全部自分で持つていて、幾ら幾らの見積りでやつてくれないかということ、材料は自分が提供して全部いつまでに完成するということ、材料は自分が提供した大工さんが、もちろん店舗も構へて材料置場も持つていて、そこから材料を持つて行つて全部一定の期限までに仕事を仕上げる、そうして約束した報酬をもらう、こういうふうな事例でございまして、やはり何と申しますか、事業所得になるのではないかと考へております。

○森下政一君 そういうことだと、国税局もつまり実際の係員の判断にかんよつて扱いが非常に全国的に区別が出てくると思ふ。ある者は全く事業所得と見られていない、従つて所得税の対象に考へられていない。ある者は所得税も納めれば事業税もかかつてくるわということ、非常な差異がある、区別があるということになるのではないかと考へる。そこへいくと、たとえば東京国税局が試みにやつておるといふ

もので、しかもそれを業者がこれなら満足だとやつてゐるものがある。たとえば十六万四千円までの収入、これは全額給与所得と考へてもらいたい。それからも三十七万、大した収入ではないと思ふが、それ以上のものであるならば全額事業所得と認められてよい、業者がそう言つてゐるなら、何かそういうふうなことを全国的に一つの目安とされて扱いを統一されることの方がいいのではないか。そうでなしに今あなたの言れたようなことだと、係官次第で非常に認定が左右されてきて、結局税の負担の公平を欠くということになるのではないか、こう私は思ふのですが、どうでしょうか。

○説明員(龜徳正之君) 今の点ですが、一番やはり問題になりますのは、おっしゃいましたような一人親方で、非常に規模の小さい一年の収入金額が少いというふうな方の場合には非常に判定が困難なわけです。その困難なものについて実は先ほどお手元にあります取扱いの一つの目安を、基準をきめて全国的に歩調がある程度合うようにしてゐるのです。今おっしゃつたような全国的に歩調が合うようにという気持ちで実はこういう基準をあえて踏みきつて国税庁としても決定したわけでありまして、ただこれ以上の相当の収入のある方については一律に金額がたとえば五十万円のとときの分は幾らかと、相当な収入のある方につきましては、むしろやはり店舗を構へておるのかどうか、材料も全部手持ちであるのかどうか、ということがある程度客観的に大きいものについては推定できる。そこでおかしい何と言いますか、第一線の税務職員の見によつてさうひどく違

うということはいふのではないか。一番問題は零細な大工、左官の方々のところが下手をする、非常に扱いが酷になるおそれがあるということ、非常に零細なところはいろいろの今までの課税の実績その他を参考にして、実はここに掲げたような大工三十万円以下についてはどのくらいがいわゆる請負契約によるものであり、どのくらいのもの雇用契約によるものであるかということ、便宜推定するような扱いをきめたわけですが、これはもつぱら零細なところは非常に第一線の係員によつて扱いが区々になるであらう、それが区々にならないようにという実は心配があり、今御指摘になつたような気持で零細なものにはこういうふうな統一した線を出した。だからといって、相当収入の高い方についてはこれはもうある程度客観的に判断ができるので、そこまではきめるのはまた行き過ぎではないか、こう考へて現在はこの扱いをしてゐる次第でございします。

○森下政一君 それじゃ今おっしゃつたことはよくわかりましたが、こう了解していいのです。客観的にたとえば店舗を持つてゐる。たくさんの人を雇つてゐるというのは、これはあなたのおっしゃる通りおのずから判断ができるからそんなものについてはとやかく問題は起らない。やはり問題の起るのは一人親方というものが事業所得なりやあるいは給与所得なりやということ、とがややこしいから、それは一つの目安を作つて、収入の多寡によつて大体的に全国的に同じような扱いをするということにおきめになつた、こう了承して

いいのです。○説明員(龜徳正之君) そういう気持ちでこの通牒は出ております。この額が低いとか高いとか、こういうことはわれわれとしてはこの程度が適当だと、こう感じてゐるのですが、このきめました趣旨は今おっしゃつた通りでございします。

○森下政一君 それからもう一つ伺いたいのですが、全国中小企業税制対策協議会から出ております資料の中の、国税、地方税を通ずる総合負担額という表があつて、所得五十万円、扶養家族四人の場合、事業所得者が合計十三万四千二百二十円という国税、地方税総合して納税してゐる、その次が給与所得者の七万八千二百七十円、その次が山林所得者の三万二千二百七十円、それから利子所得者、配当所得者がおのおの七百円、これはもう私自身税法と照し合せておるばんを持つたわけじゃないので、わからぬのですが、大体こういう数字ではば聞えないということ、を当局は御認定になりますか。

○説明員(龜徳正之君) これは私は今資料をいただきましたばかりでございまして、すぐこの計算が正確であるかどうか、ちよつとお答えしにくいのでございしますが、大体の傾向としては、こういう事業所得の正確な御答弁を期する意味でもう一度計算してみてもよろしいかと思ひますが、たとえば利子所得、配当所得というものは御存じのよう最近の何といひますか、資本蓄積の要請に依つていろいろの特典を与へておられますので、もしも配当所得だけしかないという方につきましては、こういうふうに非常に負担は軽くなるわけであります。それが

ら山林所得につきましては、これは御存じのように五分五厘の方式で何といひますか、課税いたしますので、当然これは若干低くなると思ひます。ただ事業所得と給与所得との總体の關係はもう少しちよつと當ててみたいと思ひます。

○森下政一君 一つまことに御厄介ですが、税法と首つ引きでそろばんを持つていたで、私ども委員に計算の結果を配付してもらつたら、ありがたひですが、私自身もそろばんを持つてわけじゃないので、今示されて、この通りであるかどうかからぬのみならず、私は給与所得者というものは、もう税金をかけられて一番負担が重いものだと思つていたので、事業所得者の方が遙かに重いなんという数字が出ておられますから、そんなものかしらとちよつと危惧に感じておるのですが、一ぺんそろばんを持たれてあとで一つ知らしてほしいのです。

○説明員(龜徳正之君) 詳しい計算は別にいたしたいと思ひますが、ちよつとそれに関連して申し上げたい点は、ここまでは一応所得が五十万円という答えがすでに前提になつておるわけですね。ところが勤勞所得の方は、これは五十万円までに全額百パーセント捕捉されておるわけなんです。事業所得者の方の場合には、これは五十万円が正確に全部の収入がつかまへられ、それから経費もきつちり引かれて、そうして全額きつちり何といひますか、それが完全に五十万円というものが捕捉された、こういう前提に立つておるわけでございます。だからその前提が違へば、おのずから答えは違つてくる、こういうことで、それからその前提が正

しいとするならば、給与所得の方は一五%の勤勞控除がございまして、その面では安くなる、こういうことになりま。

○委員長(小笠原二三男君) ちよつと私もお尋ねいたしますが、先ほどからの森下君との質疑で、そういう氣持でやつておるの、ああいう氣持でやつておるのと言つてゐるんですが、当委員会としては非常に迷惑なんです。今のこの問題は陳情も受け、請願も受け、いろいろ問題になつておるのです。しかも法改正によるのではなくて、運用上できることなんです。で、全国千人も二千人も査定をする前線の係の人がおつて、あなたの氣持の通りやるかやめぬかによつて事業税の方に影響があるというところが大問題なわけなんです。で、氣持だけでは統一したものは出てこないというところは、現に公明述されておるのですから、それでは問題は解決しないのです。それで具体的に東京国税局がこういう案を一つ出して、東京国税局管内ではこれをやつておるのだということについては、あなたはどういう御見解を持つておるんですか。

○説明員(龜徳正之君) ちよつと私の表現のあれで誤解を起したと思つて、私が、決して氣持で云々というわけではございせん、で、今回のこの通牒で、これは全国的に統一してこの線をやれというところで東京もこの通牒の線に沿つて処理しろ、こういうことを言つておるわけでございます。

○委員長(小笠原二三男君) それではいかぬということをおつておる。この長官の通牒ならば、所得金額となつて、収入金額となつておるの、

その出先の方では給与所得というものも算定しないで、ブリキ代金というものも損金として落さないで、どうせ店から買つて来たブリキ代金もみな収入金額の中にぶち込んで課税の対象になさるで困るんだということを言つておる。ですから具体的に東京国税局のようなやり方を全国的に広げてやつていくということについては、どういふ御意見を国税庁は持つておられるかという点を聞きたい、これでいいのかどうかというのを聞きたい。

○説明員(龜徳正之君) この基準を東京国税局では所得で基準を切り、年度の通算では収入金額で切つておるが、その辺がどういふことになるのかという御質問であります。この点につきましては、むしろ問題はやはり事業所得が給与所得かということとを区別して、それからいろいろの計算をされるべきなんです。事業所得となつた部分については、その収入から今御指摘があつたように必要な経費を引いた残りが所得になる。そうして給与所得に該當するものはその分から勤勞控除の一五%を引いた残りが課税されるべき所得になる、こういうことになつておるので、決して必要経費を引かないといふことではないわけでありまして、こういうふうな基準の分け方は、やはり所得で分けるべきではなくして、収入金額で分けるべきものだと考へております。と申しますのは、やはり収入金額で分けまないと、事業所得の場合には必要な経費を引くということができません。所得で分けるということは、いきなり初めから答えを出しておくといふことで、われわれとしてやはりとれない処置でありまして、収入が幾ら、

そのうちの比率がたとえ七十が事業所得ならば、その七割が事業所得の収入金額になつて、その事業に関連する必要経費をそれから差し引いたものが所得になるし、それから給与所得と見られたものについては収入から一五%の勤勞控除を引いた残りのものが課税されるべき所得となり得る、むしろやはり基準を立てるならば収入金額の比率で立てるべきだと、こう考へます。

○委員長(小笠原二三男君) そうしますと、東京国税局のやり方はいかぬといふことですか。

○説明員(龜徳正之君) そうでありま。

○政府委員(奥野誠亮君) 大工、左官等に対する事業税の問題は多年の問題でございますし、また自治庁としても深い関心を持つておりました、国税庁にいろいろと連絡をしてやつておるわけでありまして、私は今年二月の国税庁長官からの具体的な方針の指示で解決したと思つておりました。しかし先ほど来ずっと伺つておりました、この通達自身にもいろいろ取扱ひ方について差があるようでありまして、この問題につきましては、さらに国税庁と話し合ひをいたしまして、またこの通達から起つておりますいろいろの問題もさうらによつて各方面の意見を聞きまして、今後もっとはつきり具体的な方針を示すことにして、問題が起らないように努力して参りたいと思つております。

○委員長(小笠原二三男君) ちよつと速記をとめて。

午後零時二十八分速記中止

午後零時四十六分速記開始

○委員長(小笠原二三男君) 速記をつ

けて下さい。

先ほどの懇談中にお話いたしました、大工、左官、トビ等の零細業者と申しますか、この方面についての所得税の捕捉の仕方、あるいは事業税のかけ方等いろいろの問題がありました、が、奥野政府委員から、今後国税庁当局等とも相談して適正な措置をとりたいという言明がありました、この点は今度の地方税を仕上げますまでの間に結論を出して、本委員会に御報告願ひますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 努力はしてみたいと思ひますけれども、何分あとわずかな日数でありますので、どうなりましようか、その過程におきまして、また御報告さしていただきたいと思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) この問題御報告がないといふと、法律的に何らかの措置をとるといふ意見も委員間から起つてくれば、法の修正の問題まで起つてきますが、従つて委員長としてはぜひ本会期中この地方税審議の間に適切な結論を得て御報告願ひたい、強く希望しておきます。

それではもう一点、千葉県知事に伺ひますが、この種事業税問題で、零細所得者に対しては減税条例等で適切な措置をとられるよう、当委員会としても前回付帯決議等を付しておつたのでありますが、数県にしか減税条例が出ておりませんが、全国知事会ではどういふ話し合ひになつておるのか、この際伺つておきたいと思ひます。

○参考人(柴田等君) 全国知事会で零細事業税の課税対象者に対する特別の減税措置といふようなことについて、まだ相談いたしましたことはございませ

ん。現在まではございませぬ。

○委員長(小笠原二三男君) あなたとしてはどういふ御意見を待ちますか。

○参考人(柴田等君) 先ほど奥野さんなりあるいは大蔵省からお話がございしましたように、非常に取扱いがむずかしい点でございします。いわゆる給与所得者が事業者かという点でございします。適正な客観標準が立てられれば非常にけっこうなことだと私も考えております。

○委員長(小笠原二三男君) 地方側はそういうことに關係なく、税務署の査定そのまゝがあなたの方に移って課税するのですから、その点ははっきりしておるわけです。それで事業税そのものの金額においてある目安を得て減税するというのが減税条例の趣旨だと思ふ。従つてその意味ではやはりそういう必要が、あなたの地域における県民についても必要があるようにその実態をお考えになつておられるかどうか、それまでのことでもないとお考えになつておられるか、この点伺いたいと思ひます。

○参考人(柴田等君) ただいま委員長がおっしゃつたような意味におきまして、考へべき問題であるということを考えております。

○委員長(小笠原二三男君) 他に御質疑がなければ、午前はこの程度にいたしだいたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小笠原二三男君) 御異議ないと認めます。

参考人各位に一言お礼を申し上げ

ます。

本日は酷暑の折から、長時間にわたる貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。

当委員会といたしまして、今後の法律案の審査に大いに資するところがあつたと考えておる次第でございします。委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

午前はこれにて休憩いたします。午後は二時より再開いたします。

午後二時五十一分休憩

午後二時五十一分再開

○委員長(小笠原二三男君) 午前中に引き続き、委員会を再開いたします。議事に入ります前に、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。

本日は御多用中のところ、当委員会のために御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。これから各位よりだんだん御意見を拝聴いたすわけでございしますが、本日は多数の方々に御出席をいただいております関係上、お一人の御発言時間は大体十分程度で一通りの御意見を述べ願ひ、その後委員から質疑を行います。委員の質疑に對しましては、なるべく簡明に御答弁を願ひたいと存じますので、以上お含みの上よろしくお願ひ申し上げます。

ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小笠原二三男君) 速記始めて意見を伺います。全国旅館組合連合会代表の小川専也君に御発言願ひします。

○参考人(小川専也君) 地方税法の一部改正法律案中、遊興飲食税に關してごく簡単に私の意見を述べさせていただきます。

だきたいと思ひます。

遊興飲食税は皆さん各委員の御先生方も御承知の通りに、戦争中に創設された特別な税金でございまして、この目的は奢侈抑制ということが大きな目的になつておるわけであります。終戦後これは当然廃止されていい性格の税金でございしますが、戦後十年たちました今日においても、依然としてそれが存続しているのをごさいます。それで特に一般旅館における宿泊に對しても課税されておる現況でございまして、それがなおかつ相当な高額の課税をされておる現況でございまして、はなはだわれわれとしては理解しがたい点でございします。それで本税をよく検討してみますと、行為に對して課税される、課すというのが税の本筋でございしますが、實際においては営業の場所本位に課税されているという点、それから各府県において課税が非常に均衡を欠いておるという点でございまして、これは簡単に申しますと、とかく地方が非常に強かつておるといふ不均一がございします。これは営業者間のお互いの非常なやな問題になつております。それから課税の對象でございしますが、それが条文によりますと、何らの名義をもつてするを問はず課税をするということになつておりました。たとえば旅館の宿泊飲食はともかくとしまして、お客様からいただくサービス料、これに對してもかかつておる。それから持ち込みみないし課税を、ジュースとかそういうものを、今非常にデフレで不景氣なもので、旅館にとっては少し高つくつというので、皆パスや何かにのせてお持ち込みにな

る。それも旅館としてはそれを適當な値段として、それに対して遊興飲食税をかけてお客様からいただくかなければならぬというやな状態でございます。お客様から實際いただくだけないというやな現況でございします。でございします。また最近いつでしたか、新聞紙上でこれに對する改正案の、非常にわれわれとしてはある希望に達した改正案が報道されたことがございしますが、それでわれわれも非常に喜んだわけなんです。ところがそれは本改正中には全然盛り込まれておりませんので、どうか一つ各先生方におかれましては、この委員会でもどうかお取り上げ下さいまして、この遊興飲食税の非常な合理性を欠く点、欠陥が非常に多い点、そういう点をよく御検討下さいまして、これを廃止に、最も希望するところは廃止をしていただく。もしその廃止が困難な状態にございしたらば、その不合理な点を十分に改正をしていただく、で、すつきりとした形で、お客様も初めからわれわれも十分に納得してお互いに払い、お互いに取つて徴税義務を全うするという形に、ぜひ廃止もしくは改正をしていただくのが最もよいのではないかとこのように考えております。

それではまあ大要以上のような点でございしますが、實際にもつと具体的に各条項にわたつて私の意見を述べさせていただきます。第一には旅館における宿泊料金、これに對する課税は廃止をしていただきたいということなのです。で、旅館において旅行者の方がお泊りになるということとは、概して必要欠くべからざることでございまして、まあ端的に申しますと、家庭の延長だといふことが言えるのじゃないかと思ふのであります。それで多分に公共性を帯びて、たとえお客様が御旅行になる場合、車で、まあ寝台車でお休みななる、あるいは船でお休みななるということ、旅館でそれがお休みななることとは、何らそこに本質的な違いはこれを見出せないのじゃないかと思ふのです。が、片方の船とか汽車とかにお泊りになる場合には何らこれは税金がついておりません。それでたまたま旅館にお泊りになると遊興飲食税というものがこれ一割つ。これは旅行をなさる方も不可解じゃないかというふうに私たちは想像するのであります。それで根本のこの性格から申し上げまして、ぜひとも旅館の宿泊に對しての税金はこれをぜひ廃止していただくたいし、またそれが當然ではないかというふうには私は固く信じております。それで現在には修学旅行の学生とか、それから外人の宿泊、これに對しては現在非課税というふうになつております。これが、この廃止をしていただくことが、これはもう数年来の各業者が一致団結してお願ひし、また意見を述べておるところなのでございしますが、一ぺんにこうなるということもできないやないいろいろな事情がございしましたならば、財政の状態、いろいろなことを勘案しまして、急にそこまで持つていくことができないというやな場合には、一つ次のことをやられることが適當ではないかというふうにごさいます。

それは四項目ございまして、第一は大衆旅館制度の廃止、第二は基礎控除額の設定、第三は税率の引き下げでござい

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ざいます。第四は公給の領収証の発行と、この四点でございます。

簡単に逐一御説明申し上げますと、大衆旅館制度の廃止、これは昨午国会で制定されました大衆旅館という制度でございますが、制定されたときはわれわれ非常に感謝しておりました。ところが実際これが適用される場合になりますと各地方当局でまちな意見が出ておりました、徹底していません。

で、大衆旅館の本然の立法の精神があるいは敷衍されていないのじゃないかという向きがございます。ある県においては、大衆旅館として旅館のほとんど全部が適用されている。ある県においてはほとんど一割ないし二割程度しか大衆旅館の指定を受けていない。それで大衆旅館と大衆旅館にならない一応境の線にあるような旅館から非常に文句が出てくるわけなんです。なぜわれわれのところは大衆旅館にしないか、県当局としてもそれで非常に困っておるような現況でございます、こういう不鮮明な、なかなかできにくい大衆旅館制度ということ、これは廃止していただくたいということが第一。

それから次は、それに関連したことをなんですが、そのかわりに第二として、基礎控除を設けていただきたい。これは大衆の税負担の軽減という見地から、また税の公平という見地から、ぜひこれは設けていくのがいいのではないかと。それでその料金ですが、これはいろいろ検討した結果、大体一般公務員の出張旅費が、高給者でない一般の出張旅費が一泊七百六十円、これは乙地の関係ですが、七百六十円となっておりまして、大体その程度は基礎控除していただきたい。ですから七百円

くらいは基礎控除をしていただく。一般公務員の方が仕事で出張なさる、それに対しても現在は遊興飲食税一割がついておるわけなんです。こういう次第で、税の公平の見地からぜひしていただきたい。

それから税率の引き下げ、これは現在一〇%ほどでございますが、半分の五%にしたいでございます。これは諸外国は一%程度でございますので、ぜひこの軽減をはかっていただきたい。

それから公給券はこれは領収証の制度でございますが、これは今日の自由経済においてはちょっと筋の通らない点もございまして、やはりかわり財源の関係では完全に徴収をしなければいけないという見地から、これは公給券の発行はいたし方ないのじゃないかとも思うのであります。で、得れば現行法の定むるところによって、当該府県の条例にでも規定されて実行していただくということ。

以上簡単にございまして、私の意見を終わります。

○委員長(小笠原二三男君) 次に、全国大衆飲食税対策協議会実行委員長深井周二君にお願いいたします。

○参考人(深井周二君) ただいま御紹介にあずかりました、全国大衆飲食税対策協議会の深井でございます。このたび諸先生方におかれましては、厚い御理解のもとに、われわれ大衆飲食税に對しまして御懇談下さいますことを、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

まず、冒頭に御理解をいただきたい点でございますが、われわれ大衆飲食税対策協議会という組織であります。遊興飲食税減免運動は、当初全国料飲連

盟で行うはずでありましたところ、情勢が変りまして、これをやらなないというところを聞きまして、大衆飲食業者といましては、相談の結果大衆業者の集まりを得まして、最近諸願、陳情いたしましたような実情でございます。従いまして業者といまして、大衆業界は独立運動を起そうというところを始めたのであります。全国各地に意外な反響を呼びまして、次々と大衆業者だけで地区協議会が作られましたので、何とぞ諸先生方におかれましては、厚い御理解のもとに御指導たまわらんことをひとえにお願い申し上げます。

さて本問題につきまして、私ども大衆協議会で常々考えております事柄を申し述べまして、本委員会の御協議の御参考に供したいと存じます。まず第一に、遊興飲食税に対する本質論でございます。申し上げるまでもなく、遊興飲食税はもと戦時中の奢侈的消費抑制のため、昭和十五年四月一日国税として設定されたのであります。従いまして、課税対象はあくまで遊興、奢侈とみなされるものに重点が置かれたのでございます。これが今日遊興と普通飲食とが混合して実施されているものと、遊興飲食税の本質を誤らして

いるものと私どもは考えている次第でございます。一例を申し上げますと、働く人が一日の仕事を終って、疲れを休めるため、大衆酒場及び食堂、すし屋等で簡単な食事をいたしまして、百二十円をこえる場合、直ちに遊興飲食税の対象となるのであります。あるいはまた御家族連れでたまに外出されまして、食堂その他で飲食されまして、これまた百二十円をこえることに遊興

飲食税の対象となるのであります。たとえわずかな税額でありましても、私どもは納得できないのでございます。このような家庭の延長とみなされる大衆課税的性格を持つ遊興飲食税を、一日も早く撤廃していただきたいのがこの基本的な考え方でございます。

第二点を申し上げます。免税点の関係でございます。昨年十九国会におきまして、先生方の御同情を得まして、百二十円の設定をいただきましたが、その後施行されましたからいろいろ問題を起していることは、指定店の認定でございます。この認定基準は、政令によりまして、一品百円以下のものが総販売数量の八割以上を占めること、メニューを明らかにすること、風俗営業の許可を要しない店舗等の条件が含まれているのであります。メニューの点につきましては、当然のことでありまして、何れも文句はないのであります。が、百円以下が八割以上の認定につきましては、地方事務所の方針により、あるいは担当職員によっては、風向きいかんでいろいろ異っておるのであります。それだけ飲食店というものが型にはめきれない商売であることを知っていただくたいのであります。結果は指定店に百二十円の免税点を認め、指定外の飲食店はオール課税対象となりまして、問題を起しておるのであります。また風俗営業の許可の面は警察の関係となっておりまして、税務当局が見て、この店は指定店でないことは気の毒であると言われている、許可の關係上やむを得ぬ形になっておるわけでございます。警察側で、店に奥さんや娘さんがいる以上は風俗営業の許可が必要であるという点で、困っておられ

る方が相当数あると思うのであります。小さな商人は悪いことをしていても警察とか税務署とかお役人に対しまして、必要以上の卑屈な考えを持つておるのであります。指定は受けられる営業方針であるが、警察の御機嫌をそこなうわけにはいかぬという板ばさみにあつて苦しんでおるのであります。

次に免税額でございます。何分にも百二十円という免税点は、現在の常識から参りまして低きに失すると思つてあります。たとえば一日の労力を慰さめるために、あるいは明日への活力を養う上に百三十円から百五十円くらいのビールを一本飲みます。三度々々の話ではありませぬ。この暑さなかに冷たいビールの一本くらい遊興飲食の部類に入らないと私は思うのであります。ここへ三十円から五十円くらいのおつまみのものをとり、あとですしなり、どんぶりなり、カレーライスなり、計二百六十円乃至三百円になります。これに對し遊興飲食税を下さいます。お客様がかわいそうです。また請求する業者といまして、もつらい話でございます。おそろく先生方におかれまして、女性の特別サービスのあつたわけでもない、ちょっとそこらで飲食、簡単な食事をいたして遊興飲食税を請求されたといいたしたならば、かなりしんぱり強い方でありましたらば、おそろく苦笑いされるであらう。また気の短いお方でありましたら、これくらいのことはサービスしておいてくれよとおっしゃるであらう。おおよそ遊興飲食税という名前にふさわしくない、しかも大衆課税的性格を持

た方が相当数あると思うのであります。小さな商人は悪いことをしていても警察とか税務署とかお役人に対しまして、必要以上の卑屈な考えを持つておるのであります。指定は受けられる営業方針であるが、警察の御機嫌をそこなうわけにはいかぬという板ばさみにあつて苦しんでおるのであります。

た方が相当数あると思うのであります。小さな商人は悪いことをしていても警察とか税務署とかお役人に対しまして、必要以上の卑屈な考えを持つておるのであります。指定は受けられる営業方針であるが、警察の御機嫌をそこなうわけにはいかぬという板ばさみにあつて苦しんでおるのであります。

つ遊興飲食税はやめていただきたいと思ふのであります。しかしながら、ただ単に大衆飲食税撤廃だけでは具体性がありませんので、物価指数から換算いたしまして、免税点三百円くらいが今日の段階では適当と思つておるのであります。そして、先ほど申し上げておきました政令等による制限をはずして、わかりやすい制度にしたいのであります。

次の問題は、出前、店頭販売の件でございます。ことに出前の件につきましては一番問題が多いのであります。自治庁依命通達によりますと、「仕出屋、すしや等から供給される飲食物であつても、その飲食が家庭またはその延長とみるべき旅行先などに飲食されるものである場合には課税しないものとすること」となつておりますが、この出前は来客用の場合、あるいは接待用とか、あるいは家庭の三食の代用利用されるのであります。ことに家庭の婦人の労力を助け、経済的にも相当な役割を果しておると思ふのであります。従いまして、自治庁通達によりまして示されておるのでございますが、これが仕出屋、すしやに限定されておりますことは不公平であると思ふのであります。

なお、この次に相当申し上げたいことがたくさんありますが、残念ながら時間の制限もありますので、このへんで一応とめておきますが、諸先生方におかれましては、何とぞこの遊興飲食税の、われわれ大衆飲食店に対する遊興飲食税の不合理性を十分に御認識あらんことを特別にお願い申し上げます。一応これで打ち切らしていただきます。

○委員長(小笠原三男君) 次に、全国料理業組合同盟会常務理事三田政吉君にお願いいたします。

○参考人(三田政吉君) ただいま御紹介にあずかりました三田でございます。今日は本委員会に参考人として出席を許していただきまして、自分の意見を申し上げる機会をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

地方税法中におきますところの遊興飲食税につきましては、毎々先生方に御心配をいただきました結果、逐次改善せられていくのでございますが、私もお願いいたしたい、かように存じているのでございます。御承知の通り料飲業の關係は昭和二十三年に料飲業の臨時措置令がออกมาして、そして一定の期間休業状態であつたのでございます。この法令がออกมาして以來いろいろと制約を受けましたので、各業者のうちには自分たちの要するに何と申しますか、営業のできる部分に現在の自分たちの営業を切りかえてゆく、たとえば料理店の場合には旅館に切りかえる、旅館が臨時措置令にはまらない、営業ができれば、こういうようなことで料理店のもものは要するに旅館に営業を切りかえた、そういうような形のままに來ております現況を見ますれば、屋間は普通一般の簡易飲食店というような許可をもらひまして、そして夜間になりまして、風俗営業關係の営業を行なつてゐる、営業の許可はもらはずに夜間におきましては、そういうような営業を要するに行なつてゐるということ、まことに一つの道徳心から見ましても困つた現状でございます。また

この飲食店、料理店關係は第三國人關係の資本が入り、また経営者が多い業態はないと私は思ふのであります。そういうような關係で、第三國人關係の方々によつて戦前ございました営業道徳と申しますか、営業道徳心というものを打ち破られてしまつた。そういう關係におきます現在の料飲業というのは、私はきわめて乱れた姿であるといふことを、大変自分がその営業にありながら情ないことでございますが、申し上げざるを得ないのであります。かようなことでございまして、そのよつて來たところを考えますと、やはり租税に大きな原因があると私は思ふのであります。たとえば風俗営業關係の税率等も違つて参ります。低い税率ないしは税金のかからないといふような許可をいただきました、そして本来ならば税率相當の税金を納めなければならぬといふような営業を、また一方においては行なつてゐるという現状でございます。どうしてこのような風俗営業の取締法そのものをいま一応御検討を願ひ、警察行政の改善というやうなことによりまして、一応業界の形をすつきりした形の上に置きまして、税法の改正をあてはめて改正をしていただくたい、こういうふうに考へてゐるのでございます。いろいろ御案内の通り現在のデフレの不景氣のこの現状におきまして、飲食税の問題もなかなかお客様からちやうだいしくい、しかも地方団体のまだこの遊興飲食税に對する一般消費者の方に対する周知徹底方々もまだ欠けております。私といひましては、できるだけ業者の方々のい

からそれぞれの役所の行政執行上の点につきまして改善をしていただいて、そしてこの地方財政に寄与するような方向に業者そのものを向けて参りたいと思ふのでございます。ただいま深井さんから免税点その他のことにつきましてお話を申し上げたのであります。端的に申し上げますれば、免税点も私はあくまでも消費者のための免税点の設定でなければいかぬと思ふのであります。業者がこれにたゞ要するに便乗するといふような形でない、現在あとに大勢お見えになつておられますが、運動を懸命になすつておられるまじめな健全な業者のため、また消費者のための免税点の設定といふことでなければならぬと思ふのでござい

ます。先般自治庁におきまして、いろいろ御配慮をちょうだいした合理化された案が一応新聞紙上に発表されたのでございまして、いろいろの御都合上これが提案が取りやめといふやうなことに相なつておるのでございまして、私として申し上げたいと存じます。ただいまの風俗営業の取締法の改正、あるいは当該役所の執行面におきますところの執行上の問題の改善、これにマッチしたした税法の改正を行なつていただきたいと思ひます。ただいま申し上げた自治庁改正案につきましては、私も大体納得のいくやうな線が出ておるのでございますが、しかしながらいま一段飛躍していただきまして、現在のこのいゝゆるデフレ經濟下に適應するやうな税率の改正を望みたいと考へておるやうな次第でございます。免税点の点は後はまた深井君からお話に相なると思ひますが、私が一応結論的に申し上げておきますと、

五百円以下は大衆的なものとして三分程度にしたい、千円以下のものは大体五〇程度にしたい、それ以上は大体一〇、一割の課税をお願いしたいと思つております。それから一つの花代の關係でございまして、自治庁案とはいささか飛躍し過ぎておるかも知れませんが、大体二割程度のものを他の税率のバランス上におきますと、もう一つは戦前二十万もおりました業者が現在全国で二万七、八千といふやうな数字でございます。この二十万からの人はどういふやうな形になつたかと申しますと、それぞれその形において類似的なサービスの要する様業にやはり従事しておるのであります。町に参りますと、芸妓でなくとも芸妓と同じやうな行為をする方が女中さんの中にもたくさんござい

ます。何ら芸妓といふ職名だけでございまして、内容的なものは変らぬ有名無実といふやうな形に相なつておりますので、これにつきましては大体二〇〇程度の課税をしていただきたい。以上をもちまして私の結論を終わります。最後に先生方の御努力を多いたしまして、深く敬意を表しましてこの公達を終わりたいと存じます。ありがとうございました。

○委員長(小笠原三男君) 次に自動車税關係といたしまして、日本乗合自動車協會専務理事石塚秀二君にお願いいたします。

○参考人(石塚秀二君) 全国のバス業者の団体であります日本乗合自動車協會の石塚でございます。今回政府は、地方税法改正案の中に軽油自動車税の増徴案を企図せられておるやうでございます。これはわれわ

からそれぞれの役所の行政執行上の点につきまして改善をしていただいて、そしてこの地方財政に寄与するような方向に業者そのものを向けて参りたいと思ふのでございます。ただいま深井さんから免税点その他のことにつきましてお話を申し上げたのであります。端的に申し上げますれば、免税点も私はあくまでも消費者のための免税点の設定でなければいかぬと思ふのであります。業者がこれにたゞ要するに便乗するといふような形でない、現在あとに大勢お見えになつておられますが、運動を懸命になすつておられるまじめな健全な業者のため、また消費者のための免税点の設定といふことでなければならぬと思ふのでござい

れ業界挙げて絶対に反対をいたしたいと存じております。反対理由をいたしましては、先ほど来すでに陳情書を諸先生にお願いいたしておりますし、本日またお手元に参っております存じます。そこに理由を書いてございまして、それにつきましても順次御説明申し上げたいと思ひます。

幸いにいたしまして、昨日ガソリン税とこの軽油自動車税の増税関係は衆議院において現状維持に御決定になりました。業界をあげて喜んでおる次第でございますが、何とぞ参議院におかれまして、諸先生の御理解をもちまして、どうか増税を阻止をお願いできましますように、この機会におきましてひたすらお願いいたしたいと存じます。

この増税の反対理由をいたしまして簡単に申し上げますが、第一点として、政府は先きに減税を公約されておったのでありますので、われわれは自動車関係につきましても、いろいろ減税が考慮されるものと思ひまして喜んでおりましたところが、ふたを開けますと、主として自動車についてのガソリン税及び自動車税は増税を考へておられるというところにつきましては、私どもは非常なる不満をもつておる次第でございます。

それからこの第二に、政府が、しかば軽油自動車に対して増税される理由につきましてみますと、最初ガソリン税を上げるからして、それとの均衡上軽油自動車について増税をしたという御意向のようで、増税提案にもそういう理由になっておりますが、その後に至りまして、いや軽油自動車はガソリン税との関連のみでなく、大体軽油自動車は型が大きくて道路を破

損する率も多いと思われるから、これは増税をしたいというふうに変つてきております。そういうふうな増税の趣旨がいろいろまちまちでありまして、どうも私どもこの税金という大事な、国民にとって大切なものを扱うについていささか慎重を欠いておるのではないかと、もつとつきりした理由をもつて計画をしていただかなくては、業者は安んじて生業につくことができないという点を強調いたしたいと思ひます。

それから第三点として、一体ガソリン車と軽油車につきまして、政府はよく税の均衡というのを申されるのでございまして、ディーゼル車というものとガソリン車というものとを比較いたしますと、ディーゼル車は御承知のように車両の価格においてガソリン車に比べて非常に高いのでございまして、それからまた修繕費もガソリン車に比べて非常に高くつくのであります。そういうふうな工合でありまして、この車両の償却費、それから修繕費等につきましてみますと、これはガソリン車の二倍ぐらいになっておきます。ただ個々に使用します燃料費におきましては、ガソリン車はガソリン税を背負っておりまして、ガソリン自体の価格が軽油の価格に比べて高いというところで、軽油においてはガソリンに比べて約五割以下で済んでおるわけでございます。そういう点におきまして、初めてこの軽油自動車というものがガソリン車と比較して両方存立する理由があるのでありまして、個々に税金の面だけで軽油車はガソリン税を背負わんからといって税金をかけていいだろうというふうな考え方は、これはガソリン車、ディーゼル

車というものの経営を比較します上に於いて、われわれは意味がないことであつて、軽油車にはそういう特別な課税を考えられないのが至当であるというふうな思ひております。

なおその次にこの軽油車が今日相当発達いたしまして、バス及びトラックの一部においては漸次に軽油自動車に転換されておるのでありますが、これは政府の施策として、軽油自動車は燃料の面において国策に適する、また日本のような山岳の多い地帯においては、馬力の関係で軽油自動車の方が適当であるというふうなことから、これが政府に奨励されて、今日逐次発達してきておるのであります。また軽油自動車は日本の輸出産業からみましても、今日外国と競争いたしまして逐次発展しつつあるのであります。これを今日この税金の面において国内消費に抑圧を加へるとき政策をとりますると、自然輸出産業にも響いてくるといふような結果になるのであります。どうも私どもそれこれ考えますと、この政府の施策として軽油自動車に対する政策が一貫しておらぬじやないかというふうに考えられる次第でございます。それらの点から考えまして、今日のこの軽油自動車の増税を思ひとどまっていたらだかいたと存ずるのでございますが、なお、さらに一言申し加へたいと存じますのは、当局はディーゼル自動車はとく大型であつて道路を損傷する率も多いであろうから、増税をしてもよいじやないかというふうな御意見がございまして、お手元に差し上げてありますように、今日この自動車税は車両の大きさ、バスにおきましては定員の大小によりまし

て税金が違ふのであります。またトラックもその荷重トンの数の大小によりまして税金が違ふのであります。当局のおっしゃるような大ききさによつて道路をこわす率が違ふであろうというふうなことに對しては、すでに今日税率の相違によつてある程度カバーされておるのではないかと、この点を申し上げたいのでございまして、この点を御認識願ひたいと存じます。

先ほど来伺つておりますと、現在の税率の低減ということについてお話がございまして、私の申し上げるのとは、低減でなくて、せめて現状を維持していただきたいという、きわめて消極的な主張でございまして、何とぞこの主張を取り上げをお願いいたし存じます。以上をもつて私の陳述を終ります。

○委員(長小笠原三男君) それでは、これで遊興飲食税関係を終りまして、次に固定資産税関係に入ります。まず日本農民組合総本部事務局長中村君に御発言願ひます。

○参考人(中村君) 私農民組合の中村でございます。地方税法の一部改正に関する法律案の農地の固定資産税につきまして、私見を申し述べます。改正案における主要な点は、農地の課税標準、すなわち農地価格を三年間据え置くことであると考えます。この際課税標準たる農地価格が適切であるか否かという点を慎重に検討する必要があるかと存じます。そういう意味におきまして、以下ごくかいつまみまして、自治庁採用の現行農地価格算定方式について私見を申し述べたいと存じます。自治庁の農地価格算定方式は、いわゆる収益還元方式と同じものでございまして、この方

式について純収益を求める場合、粗収入から差し引く反当費用につきまして二つの問題、すなわち純収益を大きく算出し、従つてその資本還元されたものとしての農地価格をいささか過大に算出する要因となる二つの問題がある。私は考えるのであります。問題の反当費用は、農林省の生産費調査における全国平均の生産費に基くものと考えられるのであります。もしそうだといたしますと、これをたとへば昭和二十八年の数字についてみますと、生産費調査農家の平均米作付面積は八反一畝三步であり、平均反収は二石六斗でございまして、ところが全国の米作農家についてこの関係をみますと、米作付面積は平均五反六畝でありまして、平均反収は一石八斗五升となつております。従ひまして、自治庁採用の農林省の生産費は、全国平均的な階層の農家を代表することはできないと認めざるを得ないのであります。わが国の農家の米の生産費は、経営規模が大となれば小となり、逆の場合には逆であるといふように、経営規模と逆相関の関係にございまして、この逆相関の関係は、反収についてももちろんのことでありまして、そういういたしますと、農林省の平均生産費は、全国平均階層のそれに比べて低いことが当然予想されるのであります。その結果、粗収入から費用を差し引きました残差としての収益は、全国平均的な階層の純収益に比較して高い値となり、従つてそれを収益還元したものである農地価格は当然高く算出されることになるのであります。自治庁が指示されます農地価格の基準は、全国平均価格でございまして、今申し述べましたような不合理は

ぜひ除くべきでありまして、そのためには、たとえば生産費調査農家の中から全国平均的な階層に属するものを抽出いたしまして、その農家の生産費に基いて反当費用を計上するということの方法がとられることが適切ではないかと私は考えるのであります。

また反当費用について申し述べたい

第二点は、費用を構成する各費目の計算方法のうち、特に農家の自家労働費の評価方法についてでございます。農民は戦後から今日に至るまで、自分の労働に社会的にも経済的にも一人前の労働報酬が与えられるような農産物の価格、特に米麦価格の形成を要求して参ったのであります。そうして、この農民の要求は、漸次同一労働同一賃金という理論表現を与えられまして、広範な支持と、理論的な市民権を獲得するに至りまして、先般三十年産米の米価を審議するために開催されました米価審議会におきましては、農林省の生産費計算が農家の自家労働費を農村の雇用労働で評価しておるのに対して、都市の製造工業労働者の賃金によって評価するという骨子とする米価の算定方式を政府に答申したのでございます。自治庁採用の収益還元方式におきまして、純収益、従って農地価格が納得しがたいほど高いものとして算出されて、かりに税率が若干下りまして、農地の固定資産税がふえるということの最大の理由は、この反当費用中、特に農家の自家労働費がきわめて安く評価されることに重大な原因があるのございまして、この点は米価審議会の答申にもかんがみまして、ぜひ同一労働同一賃金の原則によって農家の自家労働費を評価するように改

めるのが適切ではないかと私は考えるのでございます。試みに、二十七年産米の生産費につきまして、この自家労働費を見ますと、農林省の生産費では、全国平均反当約六千六百円であるのに対して、製造工業賃金でこれを評価いたしますと、約一万円強となるのでございます。

なお小作料額の改訂に関連いたしまして、農林省では現在、収益計算方式、特に農家の自家労働費の評価方法について検討を加えておると聞いておりますが、私もこの小作料の引き上げには反対であります。かりに小作料の算定方式におきまして、農家の自家労働費の計算方法に何らかの改訂が加えられるといたしますならば、この関連におきまして、農地価格の算定方式におきまして、当然一連の評価がえが行われるべきであらうと私は考えます。

次に、純収益を資本還元する場合の還元率のうち、固定資産税は標準税率を採用しておられるのであります。実際に標準税率をこえて、さらに大きい税率が適用されておるのでございまして、この適用される税率はぜひ実際に即応した税率を採用されるべきではないかと存じます。そういたしますと分母としての資本還元率は大となるのでございまして、結果として農地価格は当然総体的にそれに対応して小さいものとなってくるわけでございまして、ここにも自治庁の算定方式がいささか農地価格を大きく評価する原因があるのではないかと存じます。

以上、固定資産税の課税標準であり、自治庁方式を含む若干の問題点と、それに私見を申し述べたのでありますが、

今回の改正案によりまして、農地価格は三年間据え置きということになるのは三年間据え置きということになるのであります。これらのような基本的な農地価格の算定に関する不合理な点が改正されない限り、この三年間据え置きは不合理をそのまま三年間据え置くということになるのでございまして、この点はぜひお認め願いたいと思ひます。と同時に、これを改める一つの方法といたしましては、たとえば農地法第二十一条における小作料、あるいは食糧管理法第三条及び第四条における米麦価格のごとき、農民にとつて重大な関係のある農地価格の算定につきましては、その原則なりとも法律に明記しまして、算定の方法について明確な規定を下されるように、ぜひお願いいたしたいと存するのでございまして。

さらに改正案では農地価格を三年間据え置くということになっておりますが、農地価格はここ数年間非常に急激に引き上げられて参りまして、いわばそのピークとも見られるような現在の価格水準を固定いたしますことは、増税された農民の固定資産税を、増税されたそのまゝに据え置くということになるのであります。この辺もわれわれとしましては、納得しがたい点でございまして、またこの据え置きの理由につきましては、経済の安定ということが指摘されておりますが、いろいろの見解もございまして、私は日本の現在の経済状態は安定、すなわちある一定の経済水準がそのまゝ横ばい的に進行していくというような状態ではなくて、非常に不安定な要因を含んでおりますので、この点をも考えますれば、この際三カ年据え置きということは、

経済情勢からいたしまして不合理でありまして、従来通りやはり毎年評価がえすることが適切でないかと存じます。まして審査の請求権を停止するということのようなことは、納税者の権利との関係におきまして、私は論外のことであらうと存じます。

以上をもちまして、私の公述を終ります。

○委員長(小笠原三男君) 次に、大規模償却資産関係、都市代表といたしまして、室蘭市助役高橋豊次郎君にお願いいたします。

○参考人(高橋豊次郎君) 私、室蘭市の助役であります。私の申し述べたことは、午前中宇都宮市長から公述いたしました。地方税法に關しまする中の固定資産税に關しまする補足的なことに相なるかも存じませんが、本問題につきましては、大規模償却資産の存しますところの八幡、姫路、釜石を初め全国二十市が、ともに本件につきまして陳情を続けて参ったのであります。今日の御配慮をたまわりまして、今日参考人として陳述の機会を与えられましたことに對しまして、深く感謝するものであります。

今回政府におきましては、第十九国会に決定をされました大規模償却資産の道府県移譲について、若干の緩和措置を講じようとしたしておりましたが、この緩和措置につきましては、工業都市の過去及び現在の実情の認識をいただきますと、あわせて、これらに即応いたしますところの恒久的な方途を採用せられますようお願いをいたしと存するのでございまして。

は担税力が非常に多い多くの労働者を擁して、昭和の初期から不況の波に洗われ、ようやく活況を呈しましたところの満州事変、シナ事変、及び第二次大戦の臨戦態勢の時代には、これらに手厚き助成政策がとられまして、税制におきまして、大巾な免税規定が設けられ、これら事業によるところの財政的恩恵はまことに僅少なものであったのでございまして。従いまして市といたしましては、免税引き当ての寄付金のごとき案をもちまして、辛うじて収支のバランスを償って参ったのであります。工業都市といえは行政施設の不完全な、きかない都市と称せられるゆゑんはここにあったかと存するのであります。加えまして第二次大戦は、これら工業都市に對しまして、防衛施設の消費的な巨額の負債を負わしめ、また戦火により巨額の復興費を負わしめ、あまつさへ連合軍の上陸は、これら事業への強い生産制限となり、財政は極度に窮乏のものとされたとでありまして、他の消費都市と比べまして、全く比較することのできない苦難の長い道を歩んだのでございまして。また最近財政的に若干の余裕を取り戻したとは申しながら、デフレ下の企業合理化等によりまして、デフレ下の失業者の増加は、まことに著しいものがございまして、これらの救済に要しますところの巨額の失業対策、教育、土木、衛生施設等の需要を背負わされておるのでございまして。これらの実態につきましては、説明を便ならしめすために、それぞれお手元参考書としてプリントを提出してございまして、ごらんいただきたいと存じます。ここに実体以上の道府県への移譲を強

いられますことは、これらの大規模工場を擁しますところの工業都市といったしまして、まことに忍びないものがございまして、どうぞ実情を深く御検討をたまわりたいと存ずるものでございます。

次に、道府県移譲の合理化についてでございますが、本案の提出は財源の偏在を是正するためなされたと思われ、おりましたが、真に財源の偏在を是正を目的としたならば、その方式も財源の偏在の多い少いによって、それぞれ市町村の課税権の制限にも厚薄があつてしかるべきものと考えるのであります。しかるに現行法におきまする方式は、財源の偏在の濃淡にかかわらず、人口の段階別によりますところの一定額の課税標準額をもって制限を加えまする關係上、中には偏在の著しい市町村が軽度の制限より受けない。また、これの反面、偏在の非常に僅少な市町村が大巾な移譲を強いられるという事態が生ずる場合があるのであります。これらの実態につきましても、それぞれ偏在の著しい農村と、軽度の制限よりなし得ない調へをいたしまして、第一、第二の表をお手元に提出してございまして、ごらんをいただきたいと存じます。

以上のような実情でございますので、もしこれらの富裕な市が、富裕税といったような考案方で府県に移譲するといふことがやむを得ないといひまするならば、この行き過ぎに對しますところの救済を、以上申し上げましたような考案方をもつて十分に保障していただきたい、かように考えるものでございまして、この点につきましては、けさほど宇都宮市長から申し上げ

ましたように、財政需要額の二三〇%の保障を一五〇%に修正をしていただくといふことでございまして、またこれは別の観点から見まするならば、これら工業都市の現行基準財政需要額の算定が、一般消費都市に比べまして不十分であるという実例の表につきましても、それぞれ第三表にわたりますてお手元に提出してございまして、説明を省略いたしますが、一例を申し上げますならば、工業都市特有の失業対策事業でございまして、これらの財政需要額はなほだ実需要に對しまして僅少でございまして、室蘭市の場合をもつてみまするならば、昭和二十九年年度の決算額におきまして実需要額二千二百七十五万円に對しまして、交付資料の標準から参りますると三百九十四万円、一七%にすぎない実情でございまして、また現在の現行方式をもつていたしまするならば、今後大規模工場の所在いたしますところの市町村に当該工場が増設をいたすといひましても、これをあげて道府県に財源を移譲されることを余儀なくされるのであります。財政的に何ら所在の市町村に恩恵を受けられぬ、こうしたこと

は市町村の産業施策にその意欲を阻害するものであると考えます。かかる点を調整いたしたためには、施設の五〇%程度はその市町村に帰属せしめるといふ制度をあらわして考へていたできたといふ考へるものでございまして、なお、お手元にそれぞれ参考表をいたしまして提出してございまして、ごらんをいただきたいと存じますようお願いします。

○委員長(小笠原三男君) 最後に日本倉庫協会会長矢崎邦次君にお願いいたします。

○参考人(矢崎邦次君) 倉庫業に對する固定資産税の軽減に對する意見を申し述べさせていただきます。

倉庫は元來組みで収益が非常に少ない事業でありまして、しかるにその資産の七割ないし八割というものが固定資産税であります。それでその固定資産税が年々多くなつて参りまして、この収益の少ない事業に對してかけられますので、その税に對抗して進化した設備をし、そうして能率を上げ、またこの仕事の關係から国の貿易に寄与するといふようなことが積極的にできないのであります。それゆゑにわれわれは現在の固定資産税を半分にしていただきたいといふことをかねがねお願いをしておる次第であります。

そのやり方といたしましては、固定資産に對する課税の標準を土地建物の價格から相当減額していただきたい。これはすでに地方鉄道とか鉱山それから外航船腹、こういうものにすでに実施されておりますので、そのうちの一部でも均等化していただきたい。

第二に、営業倉庫、土地建物等の評価について、実情に應じて軽減率を適用していただきたい。すなわち倉庫は、倉庫を持つておられますけれども、からにして用意をしておる、そういう状態で、あるいはその点数基準表にありまします点数の引き下げ、そういうようなこととにしまして税金を下げることにしたい。

第三に、倉庫は事業税を払つておりますが、事業税は収益に對して課せられるのであります。その収益は倉庫におきましては、先ほども申しましたように、固定資産からすべて出ておる

のであります。ほかの産業が五割以内の固定資産しかないのかかわらず、先ほど申しましたように、七割ないし八割持つておつて、それによつてもうかる収益に對してまた事業税をとられる。こういうふうで、どうしてもこれはダブつておると思ひますので、これを一つ固定資産の全部または一部を事業税から引いていただきたいといふことで、こういう三つの方法によつて私どもは倉庫税というものを創設していただきまして、その趣旨を徹底していただきたいといふことをお願いしておるわけであります。

その理由を申し上げますと、第一に先ほど申しましたように、固定資産が非常に多くて、資産の七割ないし八割を占めておるというわけであります。その一例をとつてみますと、昭和二十八年年度の地租、家屋税、対昭和二十八年年度の固定資産税は、百六十一社をとつて比較してみますと、二十四年度が一〇〇、二十八年年度が四五六となりまして、そうしてこれは土地建物であります。そうしてこれだけにしますと、今の比率が一〇〇対五二六といふようなことになりまして、非常に固定資産が多くて、それに対する税金が年々多くなるだけに、最初申しましたように、われわれは重税に苦しんでおるわけであります。そうしてまたほかの産業が固定資産が少い、これを今の言葉で言いますと、いわゆる流通資産と固定資産と両方あつて収益をあげていくのであります。倉庫はすべてそれを固定資産という形で収益をあげていくといふこと

でございまして、ほかの産業では無税である、あるいはいろいろと償却

資産とか、たなほりし資産の特例によりまして、軽減されております。にもかかわらず、一切を固定資産の形において税金をかけられるといふことはどうしてもこれは不均衡である、かように存じますので、この点をぜひ考慮していただきたい、こういうことであります。

そして第二に、倉庫業は公益事業である、こういう特殊な実情を持つております。すなわち倉庫は許可を得まして倉庫証券を発行しておりますが、この倉庫証券は売買の対象となり、受け渡しの対象になるわけであります。また金融の対象になつて、これはその信用いかんによつてそれが経済上に重大な影響を与えます。自然この許可につきましても、倉庫の一むねごとに検査を受けて許可を得る、そうしてそれに相應する規制を受けておるわけであります。普通の建物とはちよつと違ふのであります。それだけに改善その他につきまして資金が要るわけであります。それが税金を多く取られておつては余裕がないといふわけであります。

さらに倉庫は水上または陸上の交通機関の接点にありまして、特に港湾においては貿易のためになくてはならぬ設備であります。そうしてその港湾は国の力で、あるいはそれに要する船舶も國家の非常な補助のもとでできておる、倉庫はその次にありまして、さらにそのうしろには鉄道がありまして、これも國家の力でできております。これはすべて國際競争の進むにつれて、いろいろなことが改善されていくのであります。倉庫は何らの國家の補助も得ずにそれに適應するように設備を

よくし、それに相応する態容を示していかなくちゃならぬのであります。そうしてそのことはすなわち非常に荷物の上げおろしを早くし、そうして貿易上のあるいは航海上の費用を少くし、そうして国際商業場裡において競争に負けぬように、ことに日本においては貿易振興を国策とする場合におきまして絶対必要なことでありまして、これを自分の力だけでやっているのでありますから、これはやはり幾ら小さいといえども、何とかみていただくべきではないかと考えるのであります。

なお倉庫は食糧政策上食糧の保管の指定を受けておりまして、これは農業倉庫が受けておりと同様であります。しかも農業倉庫は固定資産税は無税であります。さらに食糧の保管ばかりではあります。港灣あるいは大都市において営業倉庫と同じことができないのでありますので、この点において一方は税金なし、一方は重税を払っている、これは不公平だと存じますが、こういう点をぜひ考慮していただきたい。そうして倉庫はただいま申し上げますように公益性がありますので、税金によって困るといって保管料を高くするということとはできません。もうひとつも消極的なサービス業でありまして、自分からそういうことを容易にできない弱い立場にあります。それでありますから、どうしても負けさせられるというところはあっても、上げるといふことは容易なことではありません。まして転輸ということではできませんで、そういう点を考慮していただきまして、ぜひ固定資産税を軽減していただきたいというのを切望いたす次第であります。

以上をもちまして、私の倉庫業に対する固定資産税に対する意見を申し上げました。

○委員長(小笠原二三男君) 以上をもちまして、参考人の御発言は一応終了しました。これより参考人の方々に對する質疑に入ります。御質疑のおありの方は御発言願います。

○森下政一君 旅館組合の代表の方に尋ねたいのですが、大衆旅館というものは今認められているのですか。それをやめてもらいたい。それはなんですか、大衆旅館としての認定が甲乙の区別がある、そこに不満があるわけなんですか。

○参考人(小川専也君) それが一つ、甲乙に各県によって大衆旅館の指定の方法がまちまちであるために、同程度の同じような旅館でも均等に認められない、そういう点で配慮していただきたいことがおまことであります。

○森下政一君 それはですね、たとえ具体的に私どもにわかりやすいように説明してもらおうとすると、何か例がありませんか。つまり県によって違う、当然Aの県では大衆旅館と認められているのだから、Bでも同様に認められなければならないものが認められないというようなことがあると思うのであります。それが、それはどうということなんですか。

○参考人(小川専也君) たとえば北海道なんです、北海道の温泉地の旅館は百パーセント大衆旅館の指定を受けております。それから近郊で言いますと、ちょうど私の神奈川県では大体二割程度、そうすると温泉の業態を見ますと、ほとんど変らない、同じような営業を旅館としてはしているわけですが、

それで片方は百パーセントであり片方は二〇%である、そこに大きな開きがあります。そういう点が具体的な例です。

○森下政一君 そうすると、まあ県によって認定の仕方が違うとか何とかいうことになってくると、同一の業態の業者が税負担の均衡を得ていないというところと不満があるということになると思ひますが、具体的にそういうそれじゃ不満をなくするために、たとえばそういうことになったら御満足なんですか、たとえばですよ、地方税法を改めてですね、一泊二食付の宿泊料金を七百元なら七百元というものの一つの限界を置いて、七百元までは基礎控除を認める、もし千円でやっている業者がある場合には、七百元までは無税であるけれども、あとの三百円に対して税がかかるが、そのかわり大衆旅館なんという制度も一切とも認めない。こういうふうな宿泊料金に一つの基礎控除を設けるといふようなことになれば御満足ですか。

○参考人(小川専也君) その通りであります。

○森下政一君 これは自治庁の方はどうなつておられますか。

○委員長(小笠原二三男君) 奥野部長が見えております。

○森下政一君 ちょっとお尋ねいたしますが、遊興飲食税ですね、先刻参考人の供述を聞きますと、三百円未満のものは免税にしてもらいた、無税にしてもらいたという要求があるが、これは私は今の段階では必ずしも非常に過分な要求のように聞こえないのですが、自治庁当局のお考えはどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在から考へてみますと、飛躍的に非課税の範囲がふえるということになります。その結果は莫大なる減収を来すと考へるわけでありまして、また現在の飲食の実態から考へてみました場合には、多少行き過ぎじゃないだろうかというふうな感じも持っております。

○森下政一君 今おっしゃったことですね、何でも多少行き過ぎじゃないかと思うとおっしゃることは、三百円未満のものを免税にすることが行き過ぎだとおっしゃるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) その通りであります。

○秋山長造君 ちょっと関連して部長にお尋ねしますが、今の百二十円の免税点を三百円に持つていくと、まあ倍になるのですか。それが多少の行き過ぎだといふ程度ならば、じゃ多少の行き過ぎでないといふたら、二百五十円ぐらいだったら行き過ぎでないということになりますか、一応伺つておきたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在は御承知のように店を限りまして、百二十円まではかけないというふうに国会でおきめいただきました法律が生きています。従いまして、ある程度これを基礎にして妥当なる線を見出していくべきじゃないかというふうなふうに思つておられます。私たちが修正案を研究いたしております途中におきましては、他の遊興飲食税の課税につきまして厳正なる秩序が保たれるような改正ができるならば、百五十円ぐらいまでにした、こういう考え方を持っているわけでありまして、

○秋山長造君 これは遊興飲食税の考へ方は、まあ大體戦争中のぜいたくを押えるという考へ方の情性で行われていることだと思つては、業者の方でいつも言われることは、遊興といふことと飲食といふことをくつつけられては迷惑だといふ非常に強い意見があるわけですね。で、遊興と飲食とはぜひこれは全然別個なものだから一つ引き離してもらいたい、こういうことを常にわれわれ聞くのです。われわれもそれはその通りだと思ひます。でも、なかからず、依然として遊興飲食といふことがいつも一体なものとして法律で扱われている理由ですね、何か特別な理由があるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 遊興飲食税の税の性格をいたしまして、御指摘のように遊興面を抑制すると言ひましようか、奢侈抑制と言ひましようか、そういう面もあるかと思ひます。それから、同時に消費税の本質をいたしまして、消費の機会に担税力を把握して課税をしていく、そういう理由も多分に持つておられるのであります。そういたしますと、遊興を何ら伴わないけれども、かなり多額の飲食であります場合にはそれにも相当の税源を求めたい。そういう問題になつて参りますと、遊興面と飲食面と嚴格に果して区分できるかどうか、こういう問題もあるわけでありまして、従いまして、また通常の飲食につきましては、漸次免税点を引き上げる等の方法を講ずることによつて、全く大衆的な飲食税化してしまわない、そういう配慮を加える必要があるのじゃないかというふうな思つておられるのであります。

○秋山長造君 それはまあ部長のおっしゃる通りに奢侈的な飲食という程度

のものならば、これは税金を課せられるというところ、これは業者といえども了解せざるやいかぬと思う。ただし、いわゆる大衆飲食も言葉通りの大衆飲食というのはこれはまあ飲食だからまあ一つの消費には違いないけれども、しかし奢侈的消費というところは言えないので、まあその境界をどこに置くかということが結局問題なんではないけれども、だからその境界を引く場合には今までは百二十円というところを引いておいたわけですが、どうもやはり百二十円というところでは今の一般物価その他一般社会通念から考えて少し低く過ぎるという感じを持つのです。これはあなたが業者だけではないに、われわれ第三者が考えてもどうももう少し引き上げるべきじゃないかという感じを持つのです。だからこそ自治庁の方でも百五十円ということを考えておられたわけなのです。これはどうですか、これをまた百二十円に据え置いたということにも何か理由があるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 遊興飲食税の実態というのは異常な混乱を来たしてしまっておりまして、やはり遊興飲食税の改正を考えます場合には、まず第一に遊興飲食税のあり方を立平直さざるを得ないのじゃないか、こういう考え方を持っておいたわけでありまして、そういう意味で一応の賛意は得たわけでありまして、なお一部は反対もあつたりいたしまして、さらに研究を重ねていきたい、こういう結論になつてしまつたわけでありまして。部分的な改正では遊興飲食税を軌道に乗けることはできないのじゃないか、こういう意味で免脱点の問題もついに取

り上げることができなくて、前回改正を見送つてしまつたわけでありまして。○秋山長造君 そうしますと、結局遊興飲食税の問題は単に免脱点を少しいじくるということでは解決しないわけですか。結局これはもう根本的に検討すべき問題なのだ、こういう考え方なんです。つまり具体的に言えば、遊興飲食税というものを税そのものをやめるとかやめないとか、あるいは遊興飲食というものを全然切り離してしまふ、何かそういうことにいかなければ遊興飲食税の問題の解決のしようがない、こういう考え方に立つておられるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 端的に申し上げますと、法律に書かれているところと、現実に行われているところとの間に大きなギャップがあると思つておられます。これをまず法律に書かれてい

る通りに実施される筈に持つていかなければならぬのじゃないか、こういうことを根本に考えておられるわけであり

実質的な取扱ひをした方がいいのじゃないだろうか。そういうことになって参りますと、金額が大きければ別でありまして、金額が五百円程度のものなら基礎控除をしてもいいのじゃないか。かりに高級旅館におきまして四千円、五千円という料金を取ることもあるわけでございますけれども、こういう場合に五百円ぐらいのところではそれほど大きな軽減にならないのじゃないだろうか。しかしほんとうの大衆の宿泊でありますと、大幅な軽減、むしろ課税免除というふうなことになるわけでありまして、合理的な姿が出てくるのじゃないだろうかというふうに思っております。

○高橋進太郎君 ちよつと私は全国の旅館組合の方にお伺いしたい。私官城県なんです、宮城県あたりで、これは全国的になっているかどうか聞きしたいのだが、たとえば七百元なら七百元まではいいということになるが、その部屋で七百元をこえる部屋が一つでも二つでもある、そうすると、全体が七百元のいわゆる大衆旅館としてのものではなければ、そのうちにある部分のものは七百元以下の部屋があつても課税される。そういったのはどうも県によって違うのですが、そういうお調べはあるでしょうか。

○参考人(小川専也君) 確かに各県によつて非常にまちまちです。自治庁からの質疑応答で、大体八割まで大衆旅館にいわゆる準拠しておるのならば、それは大衆旅館として指定していいという、二割の部分はそれ以上のいい部屋があつても、八割はそういうふうな部屋があつたらいいという質疑応答がございまして、各県ではそれでいくと

思っている。ところがそれでいっている県もございまして、また全然そういうことが徹底してない県もございまして、そこで不均衡が非常に生れていっていることである。

○高橋進太郎君 今のお話どうもこの点が実際に徹底しないので、県で辛いところもあり、それからまちまちなんですが、そこらの行政指導はどうしておられるか。

○政府委員(奥野誠亮君) 一応の基準は政令で示されているわけでありまして、またこの結果、各府県が認定した結果がどうなっているだろうかというふうな点についての資料も集めまして、その結果につきましては、それぞれ府県に連絡もしてございます。

○高橋進太郎君 そうすると、今行政庁の自治庁側の取扱ひとしては、要するに大衆旅館というのにならば七百元以上の部屋がある、その部分にだけかけるという方針でいっているのですから。あるいはそれがかりに二割をこえてある場合には、全体として七百元以下のものも免脱しないという形でやっておられるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 法律の建前は大衆旅館における宿泊でありまして、しかも宿泊料は七百元までのものについてだけ課税をしないということになっておるわけでありまして、大衆旅館として指定を受けませんと、免税の対象にはならないわけでありまして。

○島村軍次君 全国の料理業組合の方にお伺いしたいと思ひますが、遊興飲食税の問題はこれは法律ができたから食税の問題ですが、そこで財源の関係があつて、自治庁としても、あるいはまた府県の当局者としても、徴税上に

もあるいはまた実際の課税の上にも私は悩みの種だと思ふ。そこでいろいろ業界としてもどうあるべきだというふうなところを、むしろ税がうんと安くすればそれにこしたことはないでしようが、現在の財源を確保しつつ、どういう方法をとつたら一番公平にしてかつ、いわゆる遊興飲食税の本来の目的を達成するのに、きわめて簡易にしてスムーズに納税もできるし、また課税側の方からいへば徴収ができるとお考えになりますか。何か具体的な案をお持ちかどうか。一つ承わつてみたいと思ひます。

○参考人(三田政吉君) ただいまの御尋ねの点でございますが、御案内の通り全国にこの業者は五十万と称しておるのです。しかもその内容たる複雑多岐でございます。あらゆる業種がその中に入つております。私たいたは先生のおっしゃる通りに、實際に自分たちが家を捨てて徴税者の立場になつても現在の税法を執行する上におきましてはとうてい確信を持て得ないと思ひます。なぜならば、私はただいま冒頭に申し上げましたように、あまりにも数が多い、しかも内容が複雑多岐である、こういうことでございまして。まあ業界では常々申し上げておるのでもございますが、なかなか国と地方の財政の調整関係等もございまして無理かと思ひますが、業界から出しております一案としては、一つ業務酒といふものをこしらえていただいで、この業務酒によつてある程度金銭的な課税を行なつていただきたい。そして飲食税はそれによつて全廃をしていただいて、今の消費抑制という見地におきますところの遊興的なもののに

み課税をしていただくということになりますれば、ある程度低い税率によりまして確實な捕捉の方法もでき得るかと考えます。ただいまとつきの御質疑なので、ただいま私の申し上げた程度でお答えしておきます。

○島村軍次君 具体的に言へばかねて御研究になつておると思うのですが、もう少し詳しくお話を願ひたいと思ひます。

○参考人(三田政吉君) まことに御聡しい次第でございますが、十分な案も持参いたしませんで出席したのでございしますが、大体、私どものいろいろなデータを持参して参りませんから、機会をあらためまして、自分たちの考へておる案を当委員会に答申をいたしたいと思つておりますが、大体私どもいろいろのなそのデータから考えますと、酒あるいはビール並びに清酒等によりましての造石数その他の関係もございしますが、ある程度の酒税をそこにかけたいと思ひます。大体この遊興飲食税に匹敵する程度のものが上がるのではないかと思ひます。ございしますが、こまかい造石数その他にかけ合しました税率等も今日持つて参つておりませんので、機会をみまして、お手元へ自分たちの考へております案を提出したいと思つております。

○島村軍次君 その案は私も地方で団体業者の方からも聞いたことがあるのですが、自治庁の方では今の点についてはどういふお考えですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今の点とおっしゃいましたのは三田さんの意見ですか、それとも……。

○島村軍次君 両方です。

○政府委員(奥野誠亮君) 前の御意見は、遊興飲食税の中心をなすものが酒なんだから、酒の税金を源泉で徴収することに集中したらどうか、こういう御意見だと思ひます。これにつきましては、果して酒類を家庭用酒、業務用酒等に区分できるかどうかという問題が一つございまして。それから現在の酒の税金が高いから密造が多くなつておるのだという意見もあるわけでありまして、現在以上に酒の税金を高くしていくというのでありますから、酒税行政におきまして新たに弊害が起つてくるのじゃないかというふうに思ひわけでありまして、やはり遊興飲食の機会にその消費額を把握して徴税を捕捉していくと、まあこの税の性格から考えまして、その場合に課税をしていくのが本筋じゃないか、酒の税を源泉で徴収していくという考え方は、遊興飲食税の代替案としてはむしろ適当ではないのじゃないか、こういう考へ方を持っております。なお私たちの考へ方におきましては、ある程度消費金額といふものが明確にならなければ、幾ら税額を納めるべきであるという結論が出ないのであります。また客といたしましては、自分の飲み食いした額が幾らかということがはっきりして初めて料金を払う上におきましても安心感といひましようか、そういうものが出てくるであろうと思ひます。その点からいへば、業者と消費者との間で消費金額が明確に示される、これが前提条件ではなからうか、こういうふうに感じておるわけでありまして。そういう意味におきましては、公給領収証制度というふうなものが、消費金額を、税務当局、業界、消費者、この三者間において明確にす

るゆえんではなからうか、そういうことによつて税務行政が明朗化していくのではなからうか、そのかわり税率は思い切つて下げなければならぬのではなからうか、こういう考え方をいたしておたわけでありませう。

○島村軍次君 かねて自治庁は、その案に対してはいつか新聞に出ましたし、今度の改正案で提案をしようといふ御予定があつたようでありませうが、それに対して提案を中止された理由のおもなるところはどこにあるところですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 一応事務当局で成案を得ておたわけでありませうが、その成案に対しては、一部の業界で強い反対態度を表明された向きもあるわけでありませう。やはり遊興飲食税は業界の特別徴収にゆだねてゐるわけでありませうので、あたふた業界の全体の賛意を得て円滑に実施するよう持つていきたい、こういう考え方から一応さらに研究していきたいということにいたしましたわけでありませう。

○島村軍次君 そこで料理業の組合の人にお聞きしますが、その御反対されましたというところに対しては、あなたの方ではどうお考えになつておられますか。

○委員長(小笠原三三男君) 委員長からも伺いますが、一部業界の反対があつては円満に徴収ができないから改正提案はできないかと言ひけれども、各関係団体の御意見を願ひます。

○参考人(三田政吉君) ただいまの御質疑でございますが、私個人的にはけつこうだと思つております。なぜけつこうだという理由は……。

○委員長(小笠原三三男君) 個人的で

ない組合の、業界の……。

○参考人(三田政吉君) 私の方の業界としてはけつこうだと、ただしその公給徴収証をもつて要するに業者がそういう一つの義務を負うのでありますから、従つて少くとも現在の経済事情その他に合うように税率の改訂をしていただきたいと、私はかように考へております。

○参考人(深井周二君) わが組合といふしましては、この反対理由が那邊にあつたのかは存じませぬのでありますが、しかし一部の業界が強い反対があつたからと言つて、政府が簡単にこれを引つ込めることができるかどうかということについては、私は疑問を持つ一人でございます。

○委員長(小笠原三三男君) そうしますと、あなたの方は賛成だということでございますか。

○参考人(深井周二君) 反対の理由がどこにあつたかということがわかりませんので。

○委員長(小笠原三三男君) ですから賛成でございますか。

○参考人(深井周二君) 反対されたというところについては、非常な不満を持つておるわけでありませう。従つて自治庁案をぜひのつて審議していただきたい組合でございます。

○委員長(小笠原三三男君) 旅館組合の方はいかがですか。

○参考人(小川専也君) 大賛成であります。

○委員長(小笠原三三男君) そうすると、あとの団体というのはあなた方は御存じでしょうか、どういう団体がございますか。

○参考人(三田政吉君) まだいろいろ

キャバレー関係でございますとか、一般の飲食店関係とか、先ほども私が申し上げました通り、このサービス業の中で非常に複雑ないろいろな商売が入つております。必ずしもこゝへ出ましただけが全部の業界を代表しているわけではございません。

それから先ほどからいろいろ論議されてゐることでございませうが、業者が何か脱税の意図があつて、その公給の徴収証に反対をするという、私はそればかりではないと思ふのです。御承知の通りいろいろな人数その他の関係もございませうし、手のないところではさうな操作ができ得ない、あるいは戦時中にいろいろ課税関係で事故を起したものの当時の何と申しますか、実情等がやはりいまだに頭の中へこびりつてゐるのではないかと、こういう点その他がございまして、今度のこの公給徴収証制度には反対をせられた、また事実上業界の中には必ずしも私もが申し上げてゐるようなわけに参りませぬ。いろいろ複雑多岐な業態の中でございませうから、反対の方もかなりたくさんございませう。その点一つ御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(小笠原三三男君) 奥野君に伺ひますが、この地方税に関する参考提出資料という中の遊興飲食税につきましては、料理店、飲食店、旅館という項目で分れて測定見込額等も出ております。この関係はこの三団体代表だと思ふので、あとはごく一部になるように考えますが、そう考へていいわけですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 遊興飲食税の性格から言ひますと、そういうことになりませう。

○委員長(小笠原三三男君) 全くごく特殊の団体の反対によつて出すことができなかったという実態ですね。

○政府委員(奥野誠亮君) それぞれの業態の中におきましても、賛否両論やはあるのだらうと思ひます。まあどちらが多いかということになりますと、業態において違ふかと思ひますが、まあ総合的に判断をしてお研究をしたいという結論を持つたわけでありませう。

○島村軍次君 そこで少しこまかに問題に移つてお尋ねしたいと思ふのですが、特別徴収の方法はこれは府県によつてだいぶ違つておると思ふのですが、ところが県の税務当局から言ふと、なかなかこれは厄介な問題ですね、そこにいるいろいろな問題が起つておるようですが、実際全国を通じて特別徴収が大部分の実例ですか。大部分特別徴収でやつておるのですかどうですかというのです。全国的に特別徴収義務を負つてやつてゐるかどうかというのです。

○参考人(三田政吉君) ただいまのお尋ねでございますが、大部分のところというより、全国的に特別徴収義務というものは完全に負つておると思ひます。たとへば一つの例を申し上げますれば、一カ月のうちに何回か売り上げをいたしましても、これは要するに即現金で収入が入るというやうなことができませんで、そして入りませぬで一定の期日が参りますれば、これを立てかえる、納税しなければならぬというところがございます。立てかえして納税するということは、特別徴収の義務を履行するということに相なると思ひます。大体全国的にさうなケース

に相なつておると私は確信いたしております。

○島村軍次君 この花代へかけるというところに対しては国民全体、あるいは業者の方から考へましても、これはまあ大体異論はないと思ふのですが、ただし、実態は花代というものがうましく把握できるかどうかという問題です。それから終戦後にいわゆる貸座敷というものが正式になつて、俗に赤線区域という俗称のあるものについて、これは実際にあなたの方の組合関係に入つておられるのですか、これは別ですか、税についてです、税については入つておられるのかどうか。

○参考人(三田政吉君) ただいまの御質問の点でございますが、私も料理業の方には全然無関係の点でございますが、しかし一部仄聞するところによりますと、税金をさういつた業者の方にもお払いになつてゐるやに承つております。それから芸妓の花代の問題でございますが、これはその業の方が来ておられませうが、私どもの存じ上げております範囲を申し上げますと、大体芸妓というものはたとへば東京の場合でございますと公安委員会に登録してあります。従つて芸妓の数というものの把握というものは、完全把握ができてゐるわけでありませう。これが一日にどの程度の実動をしてゐるか、どの程度の稼働をしてゐるかということとは、記録をそれぞれ事務所が持つておりますから、従つて、その記録とその対象の店の売り上げの記録ではつきりと把握できると私は確信をいたしております。

○島村軍次君 今日は大蔵省当局は見えておりますか。

○委員長(小笠原二三男君) 税制第二課の事務官が見えております。

○島村軍次君 大蔵省の方にお聞きしたいと思ひます。

○委員長(小笠原二三男君) 大蔵省主税局税制第二課課長補佐の佐上武弘君が見えております。

ちょっと速記をやめて。

(速記中止)

○委員長(小笠原二三男君) 速記を始めて下さい。

○島村軍次君 そこで今の酒、ビールの源泉課税の問題ですね。これは酒屋さんの方から入れる、大蔵省の見方からいいますと、私が代弁するようですが、やはり今税務部長のお話しになったように、なかなか源泉では、倉出しの際にキャッチすることではなければ、一般の個人消費との間ではなかなか困難である。それから料理屋さんでも一体どこで、卸しでやるか小売でやるかというふうな問題になると、なかなかむずかしい、そうして密造が今現に非常に多いというふうなことからなかなか問題になっているようですが、それに対しては具体的にあなたの組合では何か対策なりお考えをお持ちですか、どうですか。

○参考人(三田政吉君) ただいまのお尋ねでございますが、御案内の通り、戦前は私どもの業者の仕入れ価格というものは、いわゆる卸し価格と小売価格の中間価格というものがいわゆる料飲店の仕入れ価格だったのでございます。従って小売屋さんの店頭で家庭の方が買いますものよりは、そこに若干の低いものを仕入れ金額として購入しているわけでございます。戦後いろいろな統制その他によりまして、料飲店

のいわゆる仕入れ価格というものが撤廃されて、現在はないのでございまして、一般の御家庭も私どもの料飲店の仕入れの価格も等しいのでございします。私どもの業界のお願ひいたしましたと思つております点は、卸し価格とそれから小売価格の中間価格をとつていただいて、そうしてそれに対する要するにその比較程度を、小売価格と料飲店の仕入れ価格との差をただいま申し上げました源泉的な消費税に織り込んでいただいたいかがかと、かように考へております。

○島村軍次君 私だけが質問しているようですがこの点に対して大衆飲食税対策協議会の方の御意見をあわせて伺いたいと思ひます。もう一つそれに関連をもつて、現在の酒は従前の酒と違ひまして、いわゆる日本酒といひましても、合成酒なり、特に米を原料とした以外の酒が相当たくさん出ています。全体の量からいひてもこの方が非常に多いのだ、こういうふうな問題に対して、今料理業の方のお話のように、中間価格でやるということになれば、現在の価格だけですつたりある程度のキャッチができるというふうなお見込みが立ちますかどうか。

○参考人(深井周二君) この点につきましまして、私も三田氏と同様の意見を持っております。遊興飲食税というものは、われわれにとりましては非常にやりにくい問題でございますし、お客様がどうしても納得が得られないと私は信じている関係上、こういう面から、お酒の消費量の方からあげていただくならば、おそらくすつきりした税金がそのまま納まるという確信を持つ一人でございます。ただいま三

田さんが申されましたことと同感でございます。まして、でき得るならばそういうふうにしていただきたい、かように考へます。

○島村軍次君 旅館業の方も同様ですか。

○参考人(小川専也君) はあ、同様であります。

○島村軍次君 そこで自治庁の奥野氏に伺ひますが、今のお話によりますと、卸しと小売の中間の価格でやっておりますのを、それをだから酒の価格なり密造の点にまで及ばなくても、税のキャッチができるということに対する御意見はどうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 単に税額を上げるといふ意味だけから考へて参りますると、なるだけ物資が運び出される元で源泉徴収していく仕方がいいと思ひます。しかし消費税の本質から考へてみますと、やはりビール一本でありまして、大衆酒場でありまして一本百三十円、高いところで四百四十円ぐらい、これがキャバレーに参りますと一本四百円ぐらいするわけでありまして、非常な差があるわけでありまして、従ひまして、消費税の本質から考へますと、同じものであります。場所によつて違ひわけでありまして、消費の段階で課税をする方が税の理論に合つてくるのじゃないだろうか、あるいはまた負担公平の原則に合つてくるのじゃないだろうか、こういうふうにお考へておられるわけでありまして。

○島村軍次君 そこで実情はわかりましたが、キャバレーの四百円に対して大衆酒場は百三十円、この実情はわかりましたが、そこで消費税の本質からいへば、お話の通りに源泉でなくて消

費の段階において課税することに対してはなかなか困難なことはわかりますが、さつきお話しになった密造の問題、あるいは酒税の問題とは切り離して考へ得るものか、かように考へられますが、その点はどうですか。

○委員長(小笠原二三男君) ついでですが、島村さんにお願ひします。参考人的な政府側の意見聴取はいいですが、本格的な質疑は次回にお願ひいたしますと思ひます。

○島村軍次君 これでやめますから。

○政府委員(奥野誠亮君) 卸しと小売との中間の段階で課税をするような考へ方としたとしても、酒そのものの価格が高くなることには違ひございせんので、やはり密造増加という問題は起つてくるだろうというように考へております。

○高橋進太郎君 ちょっと大衆課税の対策委員長にお聞きしたいのですが、先ほどから議論になつてゐるのは、いわゆる遊興にわたらない飲食は、三百円程度のものはいわゆる遊興と解せない飲食だというふうなことで、おそれなく免税点を主張されたと思ふのですが、あなたの方で大体一人当りの平均が、消費する平均がどのぐらいの金額になつてゐるか、そのお調べがございしますか、それをちょっとお聞きしたいのですが。

○参考人(深井周二君) われわれの業態といたしまして、相当に御承知の通り幅が広いのでございまして、大衆飲食業といひまして御承知の通り十七業者をひかへておる関係上非常にむずかしいと思ひますが、われわれ考へておるところによりますと、大体二百五十円ぐらいが平均じゃないかと存

じておるわけでございます。これは別にデータをとつたわけではありませぬけれども、大体その辺が基準じゃないかと存じております。

○高橋進太郎君 それから今の全国料理屋組合で今の問題ですね。あなたの方にもこれも業種で非常に違ひますが、一人当りの遊興飲食費といふものがどの程度になつてゐるか、お調べがございしますか、金額的に。

○参考人(三田政吉君) 全国的なデータをとつてございせんが、地方へ参りますと非常に低いのでございします。御承知の通り料理一人前三百円あるいは五百円、そういうふうな程度にお酒がそれに加算される、東京が大体やはり五百円。

○高橋進太郎君 それは酒を入れてですか。

○参考人(三田政吉君) 別でございします。五百円とか千円とか千五百円とか、いろいろ段階がございしましたので、平均といふのはとつてございせんが、東京と地方を見ますと、地方は大体半額ぐらいではないかとかように考へます。

○高橋進太郎君 先ほどから——実行委員長に聞きますが先ほどの二百四、五十円というのは酒も入つたものですか、飲食だけですか。

○参考人(深井周二君) おおむね飲食だけでございします。

○森下政一君 深井さんちよつと関連して伺ひますが、あなたの申された業態の人は遊興飲食税を納めてゐると思ふのです。ところが実際お客様さんから取つてゐる人がありますか。

○参考人(深井周二君) 実際お客様から取つて納めるのが当然でございします

が、残念ながらいただけない現状でございまして、いただけないと思ひます。それによりまして、先ほどから三田氏からもお話がありましたように、大體割当課税のような形になっております、差しつかえないと私たちは思ひます。

○森下政一君 奥野さんから。先ほどあなたが税法があるのに、実態との間に非常にギャップがある、これは改めなければならぬというのが自治庁の考え方だとおっしゃったが、今お聞きのように特別徴収義務者なんだ、この人たちは……ところが徴収しておらぬのです、そうして税金を納めておらぬのだ。こんなおかしなことをいうものは天下にないと言わざるを得ないので、法律があつて法律が守られていない、なんということは、ほんとうに何とか考えなければならぬ。私は英断を振うて、他の委員会でも申し述べたことでありまして、自治庁当局はこの遊興飲食税というものについては大きなメスをお加えにならぬとこれは非常な弊害を生んでおると思ふ。この一事だけでもこれはわれわれとしても黙視することができぬというふうな印象を受けるのです。一つあなたの答弁を要求しますが、英断を振うてもらいたい、善処してもらいたいということを強くこの際要望します。

○委員長(小笠原二三男君) 遊興飲食税の關係の御質問がなければ、ちよつと先ほどの秋山委員の奥野君に対する質問のお答えについて関連して質問します。先ほどの秋山君の質問によると、三百円の免税点になると莫大な減収になるという御答弁でしたが、自治庁事務当局で考えられたものが現行百二十

円によると四十一億八千九百万円の徴収額になるのでございまして、事務局で考えられてひつこめられた百五十円という免税点になると、どれだけの徴収額になるか、三百円になるとどれだけの莫大な減収になって徴収額が下るのか、お示し願ひたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 十四億四百万円と見込んでおります。

○委員長(小笠原二三男君) 三百円

○政府委員(奥野誠亮君) 百二十円の免税点制度で自治庁が当時考えておりました案によつた場合であります。

○委員長(小笠原二三男君) それでは次に固定資産税關係について御質疑を願ひます。

○伊能繁次郎君 矢崎さんにお伺ひしたいのでございまして、資料を拝見いたしますと、現在の営業倉庫の坪数は百六十坪というように出ておりますが、戦後に焼失、もしくは荒廢したもの、どのくらい回復されているか、現在の全体の比率との割合がおわかりになりますか。またさらに昭和二十五年に固定資産税ができて、非常なその後、資料によりまして四百数十倍、四百六十何パーセントというふうな税負担が過重されているという、二十五年以降において倉庫の新設というふうなもの、どのくらい行われたか、この辺の資料をお持ちでございましてらお答え願ひたい。

○参考人(矢崎邦次君) ただいまその資料は持つておりませんが、大体におきまして、その坪数においては戦前を凌駕する程度になつたのであります。大部分はたとへば東京あたりでも、臨海埠頭が倉庫になつていたり、鶴

見あたりではタンクを入れたところが倉庫になつていたり倉庫業は自由営業でありますから、倉庫証券を発行しな以上上りうもののが大部分でございまして、最近少しづつ重要なところに近代化した設備が戦災のあとにできていふやうなわけでありまして、全体からみまると、戦災を三割程度は受けた。個々の会社になりますと、五割以上も受けた。そうして御承知のように一時相当な力のあるところでは皆制限会社になるとか、いろいろしましてなかなか受けたのであります。それがその間にたゞいま申しましたようにいろいろなもの、もうとにかく倉庫業は一時いいというふうな評判がございました。ものですから、できたのであります。

この二十五年以降にできたのは、約百万坪でございまして、先ほど申しましたように戦災のあとにほんとうの倉庫らしい倉庫がだんだんできていふやうな次第でございまして。

○伊能繁次郎君 それで倉庫の償却等については、これは他の不動産と何ら変りがない、会社会計では同じような償却率でございまして。

○参考人(矢崎邦次君) この倉庫業者は、大体に申しまして日本に千二百ぐらいあります。そのうちで一億以上の会社というものは八社ぐらいしかありません。百万以上の会社が百二、三十ある。あとはいわば中小企業とでも申し得ると存じます。それで大部分が支店も持たぬ、ある一カ所に一社というものが大部分であります。それでありますから今のお話のように償却をしていふかどうかというところになります。と、資本を一般から集めてやつていふやうなところでは、そういう資本金に

よりまして第三次までの再評価をやつておりますから、それはできるだけ償却をやつていふ。それから小さいところではこれはいろいろな關係があると思ひますが、増資もしなくていい、せぬ方がいい。そのかわり資本金は昔のままの数字でありますから、配当は割合にいい。ですからそういう小さいところ、三割やるといふやうなことがもしあつても、これも今の何に引き延ばしていけば少くなるやうなわけでありまして、いろいろな事情でそういうふうな再評価もやらず、また資本金も増加しないやつていふところもあります。非常にいろいろな場合がありまして、そうしますと、なかなか全部を拜見しましては、一つの結論を得ません。ある程度をめぐつていきまうと、いろいろ先ほど申しましたやうなパーセンテージが出るというやうなわけでありまして、一般に全部網羅するといふことは不可能でありまして、またいろいろ結論が出ないものであります。いろいろとまぢまぢの状態であります。

○伊能繁次郎君 それではもう一点お伺ひしたいのですが、いわゆる一般倉庫会社で二十五年以降に高率な固定資産税ができて、それ以来逐次固定資産税の税額が上つて参つたことに対して、収益率の方は大分下つておりますか。

○参考人(矢崎邦次君) 二十五年ごろからできる業者は資本も増加しておりますし、あるいは再評価の組み立ても一、二はしておりますが、それは大部分はやらざるにいます。これは収益があまり多くないからであります。それであります。そういう点から見ますと、だんだん資本金が増加しますから、この

収益率は下つたことになりまして、一方これは戦後は保管料率が戦時中の状態のまま従價一本建てて来ておつたのであります。それで昭和二十三、四年頃までできておりましたが、その当時ちよつと戦災で倉庫の坪数が減り、また接収によつてわずかな倉庫しか営業ができないうわけ、倉庫が相当少なかつたときには相当従價率といふことでよかつたという事実がありましたが、それでもつて倉庫はいいのだといふことになつたのであります。しかしそのころから保管料率の方が本来の姿になりまして、従價率と容積と二本建にいたしましたのであります。そこにおいて収益が一時言われたやうなふうには伸びなくなつたといふことであります。それから資本もふえてきましたから、平均いたしましたといふと、率が減つたといふこと、そして貨物やばり倉庫は、自分自身で品物を作って預けるといふこと、とやうな、日本の貿易に従ひ、産業の盛衰に従つていくわけでありまして、これは最も消極的にしか自分の仕事を伸ばすことができないのであります。やはり日本の力がだんだん本来の姿になりまして、伸びないといふことになりまして、いふと、もう現在のようにほんとうの赤字といふやうな状態にまでなつてきているわけでありまして、一時的には好況であつたやうなわけでありまして、が、本質は資本も増加しなかつたために、それが平均的にいふと、赤字になりますので、本来から言いますと、そのころからだんだん悪くなる一方、一時朝鮮ブームによつてよかつたこともありました、それはすぐ悪

くなりました。現在は特殊の小さいところ以外は赤字を示している状況であります。

○伊能繁次郎君　政府に対する質問はいずれ地方税の審議もありますから、そのときに譲りまして、私の質問は終了します。

○若木勝藏君 高薄さんに質問したいのですが、あなたの陳述の中の道府県移譲の合理化ということでありますが、ここに書いてある、現行法においては大規模償却資産について人口の段

階に よる た め に、偏 在 度 が 多 い 場 合 と
少 い 場 合 と で そ れ は 矛 盾 し た 形 が 出 て
く る と い う こ と を 言 わ れ て い る の で あ
り ま す。こ れ に つ い て ど う い う ふ う に
し た ら も つ と 工 業 都 市 に 有 利 に な る
か、有 利 と い う よ り は む し ろ 合 理 化 さ
れ て い く か、こ れ に つ い て の 御 要 望 を
一 つ お 伺 い し た い と 思 う の で す。

○参考人(高薄鹽次郎君) 今若木さん
のおつしやるように、一応自治庁に抱い

て人口の段階別で大規模償却資産のみを取り上げられております関係から、非常にその地方の町村の財政力に逆比例した結果を生ずるわけであります。が、私たちの案といしましては、地方の財政力に比例してこの大規模償却資産を府県に移譲するという姿をとられましたならば、結局そうした結果を生じないのじゃないか、すなわち基準財政収入が二百のところは何％というふうに、この基準財政収入の多少に従ひまして移譲額の率を高めていくというふうなことは正されるのじゃないかと考えられるわけであります。一五〇％と陳情書に上げましたのは、大体現在二十二市全国にあるわけでございますが、この

平均をとりますと、大体一五〇%と
いったやうな計數が出て参りましたの
で、市長会におきまして百五十%まで
を保障していただきたいということを
陳情申し上げたわけであります。

○若木勝藏君 自治庁側に伺いますが、今のやうな陳情があつたのでありますが、確かに偏在度の少ないものと多いものとの間に矛盾があるということは、これは考えられるのでありますが、自治庁は現在どんなふうに考えておられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のやうな問題から、どこまでの財源を保障するか、そやういふ意味でさらに大規模償却資産につき課税権の一部を府県に持つていくから、財源が減ってくる団体につきましては、基準財政需要額の二・二倍ないし一・三倍に満たなくなってくる場合にはどこまで課税できるか、こやういふ課税の保障の規定を讀んでいるわけでありませう。

○森下政一 君 倉庫業協会の矢崎さん
にちよつと伺いますけれども、輸出振
興がやかましく言われるに従つて、私
は非常に倉庫業が繁栄されるだろうと
思う。それで戦後どの程度に倉庫業と
いうものが増強されたかしらぬが、私
はだんだん需要がふえて、業界は赤字
どころじゃない、非常な繁栄をきわめ
ているのじゃないかと思う。これはし
らうと考えでずさんですか。

○参考人(矢崎邦次君) ただいまの御質問でありますが、たとえば横浜におきまして、もうつばな設備をした倉庫がありまして、現在約四、五割くらいはあいている、品物がない。輸出も振いけません。輸入も一昨年末から輸入量が少なくなつた。東京はそれほどでないに

しても、食糧の關係その他から大きな倉庫はあいているわけでありまして、先ほど私が申しましたように、倉庫は小さくて人件費が非常に少い、しかもある一定の荷を預ける得意先でありますね、あるいは会社と提携してきたというようなところは依然としていいのですけれども、そうでないもの全く純粹な営業としてやっている倉庫は、品物がないためにもうすでに三月期においては実質的に赤字であった。いろいろな含みがあったり、大衆から資本を

集めている關係で、そういう含みや、
他の収入、純粹な管業以外の収入によつて得た何によつて配當をしているの、その後におきましては、依然として貨物が少い、減つております。それがために非常に苦んでおりまして、それは、二場合によりまして、ほかの倉庫においても例外はありませんけれども、大体におきまして、もう非常にいんしん産業どころじゃない、赤字産業

になりつつある。おそろくこの九月期の決算においてもそういう状態になっております。それは結局昔は、大きい製造会社が場合によつたら力を持っておつて――、原料を豊富に持っている力のある屋敷がおつて、恩恵による支えのためにそれを預けて金融の対象にするというような時代がありました。ところが今はそのような力がありませんから、物がさつと流れてゆく時代ですから、

倉庫に預ける機会が少い。そういうふう
に大なる製造業者、あるいは紡績業
者は昔ながらありましたが、それを
扱う業者は相当力がありましたから、
わずかなものは自分たちでしのぎ得
る。それは倉庫証券にして担保に供す
るということをやつたのであります。

今はそういう力がありませんから、そういう恩恵もできませんし、それがまた困ったときに支えるだけの力がない原因でありまして、要するところ日本の経済力が衰えたためにこういう品物が日本全体にないわけです。そうして、輸入につきましてもなかなか外貨がないために制限されておりますときに、自然そこになかなか倉庫の対象になる貨物が豊富にないというのが事実でございます。

○森下政一君　そうしますと、倉庫業

というものは、輸出振興の一翼をなすものですから、税の負担の上において特に考慮を払えとおっしゃるのはわかるけれども、実態から見ると、別にそれなら固定資産税を負けても、貿易振興の一翼になるということも判断できぬということになると思うのです
がね。

○参考人（矢崎邦次君） それは最初に申し上げましたように、港を作ること

は国が作る、また船舶にしまして、いろいろと國家的な補助があります。そして、また港に必要なレールにつきましては自分で作るということのために、倉庫はそのレール上荷物をあげるその空間の狭い所に、ここに自分の土地を持っておりまして、その土地でみんな一切やっておるわけであります。そして品物を早く扱い、そして能率を上げてやっていくというようなことに

つきましては、自分の設備をしなげ
ばならない。それには相当きつかけを
やつてもらわなければいけない。昔な
がらの姿で倉庫をやつていくわけには
いかなないのでありまして、たとえば最
近起りますように、貨物が来ますれば
それを吸い上げて早く処理して中間終

費を節約するということにしないと扱っていけないわけでありまして、そういう設備がほとんど要るわけであります。それにかかわらず余裕がないために、借入金も資本も小さいからわずかしかできんけれども、そういういろいろなことによりまして、なかなか容易に設備ができぬ。それに税金を非常にとられるというわけでありますから、それに適応するようなことを自分自身でやっていけない。やはり税金を減らしていただきたい、こういうこと

でございます。

○委員長(小笠原二三男君) 他に御質疑がなければ、本日はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小笠原二三男君) 御異議ないと認めます。

先ほど深井君の御発言中、訂正したいという申し出がございましたので、

この際これを許します。

○参考人(深井周二君) 先ほど森下委員から御質問があったとき、私間違いました、一回の飲食は酒を伴わないで二百五十円平均と申し上げたように記憶しましたのですが、これは訂正させていただきます。酒を伴った平均が大体二百五十円ぐらいと推測しております。

○委員長(小笠原二三男君) 参考人の

各位に一雷お礼を申し上げます。
 本日はお暑い中を長時間にわたり、種々有益な御意見を述べただきまして、まことにありがとうございます。当委員会といたしましても、本日拝聴いたしました御意見は、今後の法律案の審議に当りまして、大いに参考

にいたしたいと存する次第でございます。委員会を代表いたしまして、厚くお礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

七月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政再建促進特別措置法案（予備審査のための付託は六月二十日）

一、地方道路譲与税法案（予備審査のための付託は五月十二日）

一、地方交付税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月二十五日）

一、地方税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は五月二十五日）

一、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は七月九日）

昭和三十年八月二日印刷

昭和三十年八月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局